# 平成25年第3回西郷村議会定例会

# 議事日程(2号)

平成25年9月18日(水曜日)午前10時開議

# 日程第 1 一般質問

No. 116番 室 井 清 男 君(P19~P38)No. 29番 小 林 重 夫 君(P39~P51)No. 312番 上 田 秀 人 君(P52~P72)

- · 出席議員(17名)
  - 1番 鈴木勝久君 2番 真船正晃君 3番 南舘かつえ君 金田裕二君 4番 藤田節夫君 5番 6番 仁平喜代治君 7番 秋山和男君 8番 欠 員 9番 小 林 重 夫 君 10番 白岩征治君 11番 矢 吹 利 夫 君 12番 上田秀人君 高木信嘉君 佐藤富男君 13番 14番 後藤 功 君 15番 16番 室井清男君 17番 大石雪雄君 18番 鈴木宏始君
- ケ貞(1名)
- ・欠席議員(なし)
- ・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

副村 村 長 佐藤正博君 大 倉 修 君 長 会計管理者兼会 計 室 長 教 育 長 加藤征男君 金田勝義君 山崎 昇 君 税務課長 金田昭二君 総務課長 放射能対策 藤田雄二君 住民生活課長 保坂文夫君 課 福祉課長 中山隆男君 健康推進課長 皆川博三君 農政課長 商工観光課長 東宮清章君 渡辺文雄君 建設課長 鈴木宏司君 須藤清一君 企画財政課長 上下水道課長 池田有次君 学校教育課長 高橋廣志君 農業委員会事務局長 生涯学習課長 近藤伸男君 相川博君

・本会議に出席した事務局職員

庶 務 係 長

 参事兼
 次長兼

 議会事務局長
 松田隆志
 議事係長兼 藤田哲夫

 兼監査委員
 監査委員書記

池田早苗

## ◎開議の宣告

○議長(鈴木宏始君) おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日 の会議を開きます。

(午前10時00分)

#### ◎一般質問

○議長(鈴木宏始君) 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答 方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め1人につき約90分以内を原則とい たします。

それでは、通告第1、16番室井清男君の一般質問を許します。16番室井清男君。 ◇16番 室井清男君

- 1. 原発被害に対する賠償請求対策
- 2. 村民生活と企業誘致について
- ○16番(室井清男君) 執行部並びに議長、おはようございます。

16番、ただいまより一般質問を行います。

まず最初に、村長に質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

今朝、昨日、一昨日は大変大雨が降りまして、農作物その他のところに被害があったのではなかろうかなというような形で、今朝早朝より台上道を歩いておりましたら、ちょうど年配のばあさんたちが五、六人で朝歩いてこようかぐらいでもって歩いてきたのではないかなと思って、そして、先から室井さんなんて声かけられたから立ち止まりまして、そうしたら、今は忙しいのかいなんていうから、今日は議会で一般質問あるからちょっと忙しいんだということで、そんな話をしておったんです。

そうしたら、そのばあさんたちが言うのには、何かこの前、八汐会という、これ何か会派届をして会派に属しているという話をちょっと聞いたんですが、この八汐会というものは村長にとってどういう会派なんでしょうか。まず、そこから村長にお聞きしたいと思います。

- ○村長(佐藤正博君) 議長、通告外ですが。
- ○議長(鈴木宏始君) 通告外の質問でも、もし答えられれば答弁願います。 (不規則発言あり) 答弁をしないということですか。
- ○村長(佐藤正博君) 通告外についてはどうなんですか。
- ○議長(鈴木宏始君) 通告外でも、答弁できるものは答弁いただきたいと思います。
- ○村長(佐藤正博君) 通告制ですよね。
- ○議長(鈴木宏始君) 通告制にはなっていますけれども、だから通告にない質問に対しては一切答弁しないということではない。

村長、佐藤正博君。

○村長(佐藤正博君) 16番室井清男議員の質問にお答えいたします。

今通告に基づいてということは通告制でずっとやってきましたので、議員の質問は 「原発災害に対する賠償請求対策」というお話でございました。これと今の議会の会 派のことについてということですから、それとどう関係あるのかなと思って今聞いておったのですが、ただ、通告なくても答えられるものはということですので、西郷村議会における一つの会といいますか、八汐会と申されましたので、そういう会だろうというふうに思っているところでございます。

○議長(鈴木宏始君) 16番、ちょっと待ってください。

傍聴の方に申し上げますが、携帯電話についてはマナーモード、もしくは電源を切るか。よろしくお願いをいたします。

16番室井清男君の再質問を許します。

○16番(室井清男君) 今村長から聞き捨てならない発言が出ましたから、これに対して私反論いたします。

通告外は答弁しなくてもいいなんていう、こんなことは何もありません。ただ、通告しなければ、そのことに対して的確に答弁できないから通告をしてくださいということであって、通告しなければ質疑も質問もできないなんていうようなこんなことはどこにもないですから、村長これは気をつけてください。まして今言われたように、通告外は答弁しなくてもいいなんていう発言、これ撤回してください。どうなんですか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 議員必携にも書いてありますので、議会運営というのは長の政治 姿勢、その他を質問するということであります。今回は通告制をとっておりますので、 それの運用をうまくやるということになりますと、やっぱり幅を広くしたりすれば、 やっぱり幅は無限大に広がってしまうということなので、それを収束する必要がある ということだろうと思います。

ですから、それはやっぱり問題を早く特定して、そして、それを答弁に結びつける ということがなければ、やっぱりいくら時間があっても足りないというふうに思いま す。

- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) 今村長からいくら時間があっても足りないなんて言うけれども、 これは村長の言葉じゃないですよ。時間というものは限られた時間内でもってやるん ですから、その時間は質問する議員の自由なんですよ。それで、通告しておかなけれ ば答弁できないというものは、大きなものは答弁できるでしょう。

だが、今課長さんたちが行っている数字的なもの、細かいところ、そのところを聞こうとするのには、どこそこのどういうものを聞くからということで、そのことを通告しておかなければ、そこの部分の的確な答弁ができないから通告制というものをとっておるんですよ。大局的なものは、この行政執行の中で村長に知らないものがあってはいけないんですよ、その数字的なもの以外には、それを言っているんですよ。

だが、村長はたまたま質問している、質疑をしている、その以外のものまで平気で しゃべって時間をつぶしているじゃないですか、議員のその発言を。(不規則発言あ り)これはここの議員に与えられている発言をゆがめるものであるとしか解されない んですよ。だから、これから質問するわけでございますから……。 (不規則発言あり) これ議運の中で明らかにさせてください。それまで私の質問は止めていただきます。

### ◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) ただいま議運の要請がございましたので、暫時休憩をして、その中で議運を要請します。議運長、よろしくお願いします。

暫時休憩いたします。

(午前10時09分)

#### ◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午前10時32分)

○議長(鈴木宏始君) ただいま休憩中に議会運営委員会を開催していただきまして、いるいろ検討を加えていただきましたが、先ほどの議長発言についてはそのとおりだというふうなことでございましたので、ご報告を申し上げます。

また、若干細部にわたる説明もございますので、この件については議会事務局長より報告をいたします。

議会事務局長。

○議会事務局長(松田隆志君) それでは、先ほどの議運の中で、参考としましたこの議会運営の自治体というマニュアル本がありまして、そこのページに書いてある部分について読み上げます。

「一般質問通告以外の事項は、一切質問できないかといえばそれは良識の問題、程度の問題であり、多少のことであれば黙視することとなります。通告した事項以外のことについて新たにしたいのであれば、質問時間の範囲内で質問通告の追加を議長にすればよいでしょう」ということであります。

終わります。

- ○議長(鈴木宏始君) 以上のようなことでございますので、ご理解をいただきます。 それでは、16番室井清男君の一般質問を続行いたします。16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) どうも大変お手数かけまして、本当にありがとうございました。 それでは、私の一般質問を続けたいと思いますので、村長よろしくお願いいたしま す。

この件につきましては、子どもたちがこれから放射能によって被害をこうむったときにはどうするかという問題が出たんですよ。これを時効が成立してしまえば、来年の3月を過ぎればもう賠償請求できなくなるんですよ。それに対して、紛争審査会も時効が成立してしまえば煙のごとく消えてなくなってしまうんですよ、あの紛争審査会というものは、法律が優先しますから。そういう状況の中で子どもをこの災害から守るにはどうするかという議論がなされたわけです。それに対しまして、この八汐会というメンバーの中から、これは村長がやるべきことだという発言があったんですよ。それで、村長と八汐会の関係の中でもってどういう取り交わしがされているのか、そ

れをこれから伺うわけでございます。

それで、村長にしてみれば、八汐会という会派が村長与党であるのか村長野党であるのか、これが我々にはつかみ取れないんですよ。だから、これは村長に聞かなくてはならない。村長の与党機関にあるとするならば、当然行政執行の責任というものは八汐会自体が抱えていなくちゃならないんですよ。それが何か見出せないから、八汐会というその会派は村長与党であるのか村長野党であるのか、これを村長はっきりさせてください。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 議会の議員の政治活動、行政活動いろいろありますけれども、これは自由であります。もちろん会派をつくったり、グループであったりという共同の活動というのもありますね、これはそのとおりです。与党かどうかというのも、またこれもやっぱり個人の考えがありますので、これはケース・バイ・ケース、いろいろあるだろうと思います。

今議員は、「我々」は八汐会は与党かどうか確認できないというお話ですけれども、 そこまでは私も考えたこともありません。我々はという一つのグループがあるのか、 八汐会と対立しているのかどうか、いろいろなことがあって、それも野党かどうか与 党かどうか確認できないというお話もあって、まざまざといろいろ混乱するという内 容であります。

私は、やっぱり議員活動は自由であるべきだし、そして、提出した議案についてはよくご審議をいただいて、そして意思を決定するという村民の代表者でありますので、ぜひこれはこの西郷村をよくするという意味で私も行政ただ一筋これでやっております。そのことについて真摯な議論と、そして討論を闘わして、そして採決に持ち込む、その結果によってまた西郷村はうまくいくということが村民の期待だというふうに思っておりますので、そのように動いていただいているんだろうというふうに思っております。

- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) それでは聞きますが、これどこも執行者の政治姿勢に対して協力しているほうはやっぱり与党なんですよ。それに反する姿勢を持っているほうは野党なんですよ。だからよく聞かれるんじゃないですか、与党や野党がある、そうした場合には、これは村長の政治姿勢を尊重しているとするならば、これは当然執行の責任というものは与党というものにはなくちゃならないんですよ。それが見出せないから、野党なのか与党なのかということを私は聞いているんですよ。

それだから、それを見出せる見出せないということは所在がはっきりしないからなんですよ。だから、これは村長の政治姿勢に対して八汐会は協力しているんだとすれば与党、与党であるとするならば、これは当然執行の責任というものを重んじて、それで執行に協力していかなくちゃならないんですよ。それだから、どこにもこれありますように、野党が与党を批判するということはこれ往々にしてあることなんですよ。これがあることによってまた発展もすることにつながるわけでございます。

だが、与党が野党を批判したということの例はどこにもないんですよ。これ西郷村だけなんですよ。野党だからといって、八汐会の会報でもって一人一人を批判しているんじゃないですか、みんな。全部批判していることを書いてあるんですよ。村長、読んだでしょう、これは。そういう状況の中で村民が心配しているのは、与党議員が野党を批判したらば、野党の議員さんたちは村長の政治姿勢に協力をもらわなくてはならないのに、協力することができなくなるでしょうと私、昨日はばあさんたちにそう聞かれたんですよ。

だから、私は正しいことに対しては賛成でございます。正しくないことに対しては 反対でございます。これははっきりしていますから、誰に何て言われようと、村長の やることが正しいと判断した場合には賛成します。村長のやることが正しくないとす るものには反対しますと、昨日もそんな話をしていたんです。

それが、今度の賠償請求問題に対して大きな影響をあらわしているんです。何ですか、さんざんあの文章でもって我々を批判しておって、今日あたりの放射能特別委員会の中では一本化して仲よくやりましょう。片一方で悪く言っておいて仲よくやりましょうとは何事なんですか、こんなことはあるんですか、村長。また、村民の中には、あれは村長が書かせたんだという批判も村民の中に出ているんですよ。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 何の話かちょっとわからなくなりました。実は、私は昨日の委員会には出席しておりませんし、皆様が何を言ったかわからないです。そもそも私、呼ばれていませんよね。

それから、さっき与党、野党の話がありましたが、総理大臣は議員内閣制で、それは党派の中から多数をとった党派から総理大臣を出しますよね、これは与党です全く。ただ、地方自治法は大統領制ですから、これはやっぱり全体の選挙で出たきた者との対立、あるいは協調、それが想定されます。よって、言っていることがちょっと意味がよくわかりません。

ただ、協力するのかどうかということになりますと、これはよくわかります。協力するかどうかについては、今議員言われたとおり、やっぱりよく議案については審議をして、そしてそれはご自身の判断を下す、これは自由であります。ただ、今言われた執行部が入っていない、原子力の委員会ありますよね。この中のことは私はわかりませんよ。今言われたこと何言っているか全然わからなかった。要するに入っていないからです。入っていて説明しろと言えばもちろんしますが、入っていないですよね。ですから、今の話はよくわかりませんし、あと、個人の批判をしたのが村長が書かせた、これは撤回してもらいたい。私はそんなこと全然会話していませんし、初めてですそんなこと言われたの。ですから、やっぱり言っていることはそんなものだろうかと思いますけれども、ただ、わからないことについては質問されても私お答えできませんので、ひとつよろしくお願いします。

- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) これは先ほどから申し上げているように、村民の批判の中から

それが出ているんですよ、はっきりと。与党議員が野党の皆さんをあのように刺激したならば、村長の政治政策に対して協力されるんでしょうかねという、それ心配しているんですよ。それで、ある一部においては村長が八汐会にあれを書かせたんだという批判まで出ているんですよ。(不規則発言あり)待ってください、こっちの発言中なんですよ。村長は聞かれたことに対して答弁すればいいんですよ。聞かれていないことを答弁しろと誰が言ったんだ一体。(不規則発言あり)だから、そういうものが出ているから、ここでもって政治姿勢というものははっきりさせなくてはならないんですよ。だから、我々はあくまでも正しいことには賛成ですよと、正しくないことには反対ですよということを今朝もはっきり言ってきました。

時間がなくなってしまうからそんなことばかり語っていられないんだけれども、村長に伺いますが、来年の3月を過ぎれば、全ての原発問題に対する被害というものに対しては賠償請求できなくなるんですよ、時効が成立しますから、民法の724条でもって明確にうたってあるんですよ。その法律を今我々はカットしてしまえということを政府に要求しているわけでございますが、それをカットすると、今度は別なほうの事件が眠っているやつが目を覚ますんですよ、別なほうの事件が。そういう関係上、いくら国会でこれは議論しても、これをカットするということはできないんです。できないから、今我々は、これをどうしたらこれから先、子どもたちが放射能によって甲状腺がんができたとか何かといった場合には、どういう形で補償請求をしていくんだということを考えたときに、今の現行のままでは考えようがないんです。西郷村で1人もう甲状腺がんが出ているんですよ、村長わかっていますかこれ、恐らくわかっていないでしょう、こんなことなんか村長にしてみたら考える余地もないというくらいの村長ですから。

我々は、これだって今東電側が言っているのは、これは放射能によるものではないということで逃げているんじゃないですか。その逃げているやつを我々は捕まえなくちゃならないんですよ。これはもう放射線によるものであると我々は信じているんですから。それを今、陽性か陰性かでもってそれはまだ調査中ですから、その結論が出次第によってはまた我々は行動開始しなくてはならないと考えているんですよ。だが、これに対して子ども・被災者支援法、これが成立すれば、子どもはその中でもって賠償され、子どもたちの保障は守られていくんでございますが、まだこれが中身が全然できていないということなんですよ。これ早くつくってもらわなくちゃならないんだけれども、これの要求をしなくてはならないんですよ。

それで、この賠償問題をどうしていくかということで、この前行って弁護士会と相談をしたり、あるいは国会議員と相談をしたりして我々は一生懸命努力しているんですよ。それに全然耳をかそうとしないのが八汐会というものじゃないでしょうか。全然耳をかさない。それで、それに共鳴する者だけが行って。(不規則発言あり)黙ってろ。そして弁護士さんたちと会って、いろいろそういう相談をしてきました。

これが、今この問題が今回の10月ごろが山なんですよ。もう10月を過ぎてしま えば、ただ時効になるのを黙って過ごすだけなんです。これに対して村長はどう考え ていますか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 八汐会との話が主なのか、よく質問がわかりません。それは、先ほど申したとおり、議員は独自の政治活動をやって、そういうことになりますので、それを私に言われても、ましてや昨日の原発委員会、私出ていませんので、その前も、その議論は承知しておりません。ですから、そのことについてはやっぱり原発委員会の中で、ぜひ本会議において私のわかるところで議論していただきたい、そういうふうに思います。

それから、肝心の時効の件でありまして、これは議員のとおり私も心配しております。3つの方法が今あります。6月の国会で成立した原子力損害賠償のADR時効中断特例法、これはいろいろ手続があって問題があるというふうに言われております。もう一つは、東京電力が消滅時効の考え方についてその考えを今示して、文書で私どもに来ております。これは、東京電力としても時効が過ぎても信義則に反する行為はしない。そして、被害を受けた方々に不利益が生じないよう対応していくということを言っております。でも、それもやっぱり社長がかわったり、いろいろ東京電力の考えが変わったりということをすれば大変だということがありまして、これは言われたとおり私も県知事以外の団体と一緒に……(不規則発言あり)先ほど、議会における委員会のことを原発委員会と私申し上げたそうで、これは放射能対策特別委員会のことですので、そうご理解をいただきたいと思います。それは訂正していただきたいと思います。(不規則発言あり)

それから、今支援法のお話がありました。支援法は将来甲状腺とか、原子力に由来するがんとか、何十年後に出た場合どうするんだという問題があって、これは超党派で支援法が平成23年、原発直後に立ち上がった。今、形は出てきておりますが、この損害賠償の中身、どこまでやるのか、100%してくださいというふうに私どもは国会議員にお願いをずっとしております。

それと、国会においても、参議院の文教科学特別委員会5月28日の中で、平成25年度、今年中に消滅時効に関すること。それから20年、民法は除斥期間がありますので、この問題に関しても法的な措置を講ずる必要があるという決議がなされております。今言われましたように、3年、20年、あるいは東電の立場、いろいろなことを考えて、立法が必要だろうという認識を持っているということでありますので、私どもは福島県、それから風評を含めた損害賠償の協議会がありますね。あれでもう時効のことはずっとやってきました。今もそうです。これが国会において成立して、今の時効問題が解決できるように引き続き運動していきたいというふうに思っております。

- ○議長(鈴木宏始君) 16番、ちょっとお待ちになってください。
  - 15番佐藤富男君。
- ○15番(佐藤富男君) 今議運長が紙に書いて村長にお手元に渡したから、私も実は議 事進行でやろうと思ったのですが。私たち西郷村議会に放射能対策特別委員会が平成

23年の9月議会に設置されました。この間26回にわたって特別委員会を開催して、村の放射能対策問題または陳情、それから子どもたちの健康問題について真剣に取り組んでまいりました。その委員会の名前を、この西郷村長が軽く原発委員会と言われたと、これはまさに私は放射能対策特別委員会に対する侮辱だと思います。2年間我々は取り組んできて、その名前すらも村長がわからないと、まさにもう涙が出るくらい悔しいですよ。室井さんの言うとおりです。そして、おわびの言葉もないと。命を削り、時間を削り、涙を流して頑張ってきたんじゃないですか委員会のみんなで、その委員会の名前すら原発委員会と軽く言う。こんな村長、どうやって子どもたちを守っていくんですか。もう悔しくて私はあれです、やはり議長、これは我々放射能対策特別委員会に対する私は村長の侮辱だと思いますから、きちんとこの議場で謝っていただきたいと。お願いいたします。

○議長(鈴木宏始君) ただいまの議事進行発言は、議長に対して行われるべきものでございますので、ただし、今お聞きになったとおりでございますので、これについて村長はどのようなご発言をなさるのか、村長の発言を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長(佐藤正博君) 議論の中で言い間違えたといいますか、私は決して軽く言っているわけではありません。その委員会のことを言ったのですが、ただ名称は言われたとおりでありますので、これはおわびして訂正をいたします。

ただ、筋は、この言っている中身のことであります。それを申し上げて、まずは訂 正させていただきたいと思います。

○議長(鈴木宏始君) よろしいでしょうか。

じゃ、続行します。

16番室井清男君。

○16番(室井清男君) 村長、ちょっと考えてみてください。今放射能特別委員会の委員長が言うとおりですよ。二十数回もここでもって委員会を開いているんですよ。それで、村民と議会との対話集会も開いているんですよ。これに対して村長、何回出席したんですか。1回も出席していないじゃないですか。あれほど村民も心配して、議会も心配して、あの対話集会やったときだって顔1回も出さないでしょう。しっかりやってくださいという激励の言葉もないですよ。先ほどからこういうことを要求しているとか何かと言ったことに対して、これに対しても村長として西郷村を代表してどういう行動を起こしたんですか。何の行動も起こしていないじゃないですか。

我々は、行動を起こさなくちゃだめだから行って、国会議員と会ったりして、また 私はこの議会が終わり次第、少子化担当大臣である森雅子大臣と会うことになってい るんですよ。それで、そのときに持って行くのも、この間の議案説明会の中で課長さ んにお願いをして、西郷村の待機児童の問題も森雅子大臣は前から言っていたんです よ、西郷村でどのくらいの待機児童がいてどういうことになっているか、これを知ら せてもらいたいということを私は前々から言われていたんですよ。こういうこともあ るから、この議会が終わったならば、また出かけていって大臣と会って、そういうお 話をしようとこう思っているんですよ。だが、そういうことに対して村長が行動を起こしたのを聞いたことがないですよ。村長が行動を起こしたのなら、起こしたと説明してくださいよ。

#### ◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) これより午前11時20分まで休憩いたします。

(午前10時59分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午前11時20分)

○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君の一般質問の途中でありますが、続行いたします。村長答弁を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長(佐藤正博君) どういう活動をしてきたのかというおただしでございます。長としてという立場がございます。これは町村会、市町村会、それから福島県の町村会もあります。それから風評等の損害賠償の協議会という立場もある。それから、いろいろな立場で今の言われた時効の問題、そういうことについて、まずは1つは子どもの支援法の完成に向けてのこと、それから、時効の適用されない民法の特別法の立法について、そういったことをずっとやってきたわけであります。

議論がいろいろ引き続いておりますが、いろいろな手当を講じていくというのは東京電力内部の立場、それから国会における立法措置、この二正面で今やっているわけでありますので、その部分について国会、その他の関係機関に要望を続けております。

- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) 国会、それから総理府だとか、そういう所管庁に対して西郷村 長名でもって陳情書が出ているということは何通出ていますか、この原発問題、恐ら く1通も行っていないでしょう。今国会議員は忙しくて1分刻みで動いているような 状態ですよ。それでこの間、我々が行ったときも、荒井先生なんかも本当に忙しいと ころを割いて我々に会って、我々にきちんとこういうふうにやりなさいという説明も してくれたんですよ。

そういう状況の中で、まして今、この間、矢吹町の町会議員さんから私のところへ電話がありまして、一番最後に4万円という追加の補償金もらいましたね。あれは西郷村さんが頑張ってくれたから私たちももらうことができたんです、我々が役に立たなくて本当に西郷村さんに対しては申しわけありませんと矢吹町の議員さんもそうはっきり言っているんですよ。行動を起こせばそういうこともできるんですよ。何の行動も起こさなかったら何もできないということなんですよ。それで、西郷村長名でどことどこに陳情書が行っていますか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 個別のことの西郷単独というのは少ないと思いますが、私は福島 県町村会の会長を2年やってきました。これは福島県の共通課題という認識がありま

す。なぜか。やはりこの福島という名前が特定されて、福島県というのが全世界に広まってしまった。もう一つは、やっぱり浜通りという現実的に警戒すべきこの特殊な地帯を持っている。さらに、その次に別な区分、会津、白河という区分を外れた部分がありますね。こういった区分によって濃淡の差はあれ、共通のことについては原子力の今の時効、あるいは子どもたちの将来は同じものだと思っています。個別にやるというのも大切ですが、もちろんこれは福島県全部が手を携えて、そしてやるのが一番であるという認識のもとに県知事を先頭にする部分、それから町村会、市長会、連合でやる部分、そういった部分を両方同時進行の形でやっているというのが実情でございます。

- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) 今村長が言ったように、町村会で行動したとか何かというのは、これは当然その職務に当たればそんなことは当たり前のことなんですよ。だが、西郷村としてこうなんだということを示すのが村長のやるべきことじゃないですか。それを何もやらないじゃないですか。本当にこの間、荒井先生のあの分刻みで忙しいところを、時間を割いて西郷村の議員さんたちが来たからこうなんだということで説明していただいたのは本当にありがたく感じていますよ。そこに、村長がいればこうなんだろうなということも感じたことが何回かありました。

それならば、もうそういう行動を起こしているところは、どこの行政も長が先頭になって議員の協力をいただいて行動を起こすのがこれ建前じゃないですか。それを村長が全然動かないで、そして議会ばかりじゃないですか行動、これ議会だって、村長がやらなければ村民のために誰がやるのかということを考えたときに、我々議員はそれを黙って見ているわけにはいかないんですよ。村長がやらなければ我々は独自だってやる。誰もやらなかったら私は1人だってやるという、この姿勢には変わりないですよ。

だから、今度は少子化担当大臣である森雅子大臣に、福祉課長さんから待機児童のやつもつくってもらいましたから、それを持って行って、福祉課長さんにつくっていただいたんですよ、待機児童の推移をあらわしたものをグラフにして、だからこれを。これは前々から何回か森大臣から私言われているんです。西郷村の待機児童はどうなっているんでしょうかということを。福島県から出ていればやっぱり福島県のことを一番心配しているんですよ。よその県のほうはあまり心配していないんですよ。これみんなそうなんです。今話を聞いてみれば、福島県の自民党の議員では役職のない議員は1人もおりませんと、みんな政務次官とかそういう役職にあるんだと、それだから、これを大きく利用するべきだということを言って教えてくれました。

だから今、荒井先生にも本当に心から感謝しているところです、あそこまでやってくれた。そして、今度は弁護士会のほうを通して、あの弁護士の先生方2人も出て、その説明をしてくれたんですよ。それらのお話の中で、来年の3月で時効が成立するんだけれども、それらに対応するのはせいぜい頑張って進めたところで今度の10月の半ばごろまでですよということをはっきり言われてきたんですよ。それに対して村

長どう考えていますか、この時効を中断していくということに対しては。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 先ほどお答えしたとおり、現在は3つあるということを申し上げました。1つは、最後に私も期待しているのは支援法の完成と、それからもう一つは、 参議院の特別委員会で決議された新しい法律、その時効の中断に関する部分と除斥に 関する部分の除外、今はこれを成立することが一番の望みです。

先ほど、議会はもちろん、議員のようにパイプがいろいろおありになること、もちろんやってそれは最高だと思います。早く我々の望みを達することです。私は何も西郷村で出さないかというとそういうことではありません。首相官邸から各省を回りました。これは全国町村会会長、長野県の会長さんです。わざわざこの被災地3県、福島県、宮城県、岩手県の会長さん特別に発言してくださいということを常々いつも言われます。なぜ言うかと、それはやっぱり県の代表で言うからです。県の代表で私は言いますが、そのとき私は福島県の西郷村長で、私はここでこういうことをやっていますということを言いますよ。そういうことを出して、この福島県の全体を説明し、そして、共通事項である放射能のことを申し述べているわけです。

ですから、あらゆる手を講じてやっぱり問題となっている部分については、新たな立法措置をつくっていただきたい、これを完成されることが一番だというふうに思っております。

- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) 今村長が言われたこと、村長は実現させる自信があるんですか、 ないんですか、どうですその辺は。言ったことは実現させなくちゃならないんですよ。 実現させるためにどういうふうな行動を起こして実現させるんですか、それを言って ください。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 事は国会に論議が移っております。やっぱり国会議員、さらには 各省庁の関連する部分、法案を担当する部分、厚生労働、それから復興、それから文 部科学、そういうところがありますね。やっぱりその部分にいろいろお願いして、一 日も早くやってもらうことということを考えております。
- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) それは、考えているだけではだめなんです、やらせなくちゃ。 そのやらせる手段をどうしてやらせるのかということを、それを今私は聞いているん ですよ。全然ただこうしなくちゃならない、ああしなくちゃならない、言ってもやら なければだめなんです、何にもならないじゃないですか。言ったことに対しては責任 を持たなくちゃならないですよ。村長としたら、西郷村の議会でこういうことを言っ たから、これは何でかんでやらなくちゃならないぞということでやったやつは何があ るんですか。それ説明してください、やらせる方法を。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) やらせる方法ということは、実現する方法は今申したとおりです。

では、どうやってきたか、もちろん国会議員に何回もお会いしましたし、それから党本部にも何回も行きました。これまでもそうですし、これからもそうです。やっぱり現在は福島県の大臣2人おりますので、こういうルート、あるいはその他の国会議員に対しても要請をする、これはずっと今も続いております。

ですから、その立場、あるいは時期によってその行動をいつもやっております。どうやってきたかということは、それを早く実現させるためのことですので、今そういった5月の特別決議まであった、あるいは支援法については今のお話のとおりです。 今年中にという目標をひとつ持ってやるということを頭に置いて動いております。

- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) だめなんだそういうことを言っても。そういうことをやったのならこういうことをこうふうにしてやりましたというその裏づけを説明してくださいよ。恐らく行くのには何かは持っていったんでしょう、書いたものを。こういう書いたものをこれをどこそこに出しておきましたということを証明するものは何がありますか。西郷村長が国のほうに来られましたということは国のほうにも何もないですよ。村長が言ったなら、言ったことを必ず実現させなくちゃだめなんですよ。ここで言うだけだったら何とでも言えるんですよ。私だって言えます。しかも、村長以上に私だったらなお言えます。それをこうやるんだ、ああやるんだとここで言っても、その裏づけが何もないじゃない。その裏づけを説明してください。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 裏づけが欲しい、説明していることを理解していただきたい、文書がない、文書がなくてももういいです、大体項目はもうわかっている、何がポイントなのか。顔を見れば森先生、支援法ですよ、それから時効のこと、わかっていますよ、こんなことは。もう耳にたこができている、3年たっている。それを要するにもっと細かくいくのであれば、今原子力損害賠償審査会ありますね、現地に入って。あれをもっと中間審議から最終まで審議してください。それから、この線引きについてもう少しはっきりしてください、そういうやつも町村会でやっている。

ですから、もう事は早く国会議員が動いて、この支援法を完成すること。今言われた時効の、言っていることが今年の6月のやり方だとちょっと生ぬるいと、あれをもう一回裁判に持っていかなくちゃだめだということですから、あれではだめだと。やっぱり民法の特別法をつくっていただきたいということです。

- ○16番(室井清男君) 今言っていることを、確実にこういうことやって、こういうことをやっていますということをその裏づけを説明しろと言っているんです。
- ○村長(佐藤正博君) 私は、国会議員はもうどなたもずっと話をできます、いつでも。 そういう段階ですので、それは裏づけと言われますが、時を得て、そして動いている ということで信用していただきたいと思います。
- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) 今村長の言っていることを我々は信用できないんですよ。どこ でどういう行動を起こしたのかわからないのだから。 (不規則発言あり) それだった

ら、こういうものを誰大臣に出して、そして、この陳情書に基づいてこういう結果になりましたということを、それ説明してくださいよ、はっきりとここで。それを説明しないで、ただここでもってこういうことをやりました、ああいうことをやりましたとずっと並べるくらいだったら、子どもだってできるんですそんなことは。それをやらないからどうしたんだというのはこれ当たり前じゃないですか。

それだから、我々議会がやりましたように、矢吹町の議員さんから西郷村さんありがとうございました、西郷村さんで頑張ってくれたからあの4万円はもらえることができましたと、こういう成果を何ではっきりさせないんですか。ただ、こうやってきたんだ、ああやってきたんだと言って。国会議員に会ったといったって会ったことすら誰もわからないじゃないですか。それだけの誠意があるならば、二十数回も放射能特別委員会をここで開いているのに、1回も顔を出すことできないなんて、こんなに議会をばかにした話がありますか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 間違ったことをやっぱり言われては困ります。1回も出たことない、出ましたねここで。それから、この特別委員会は議会が設置して議会の活動です。 それで、説明が必要であれば、議長から出席してくださいとこうなります。そのとおりやってきております。ですから、前に東電の社員の方が来たときも私出ましたね、何回か。1回も出ないとかそれはやっぱり困ります、事実に反しますので。

ですから、議会は議会の決めたことを、そして粛々とやって実現していく、これも 1 つの方法です、村政発展のためには。長は長としての立場で動いている部分があります。私は新聞に出たり、いろいろテレビに出たりありますよね。そういうことをもってやっているかやっていないかわかりますし、問題はやっぱり今言われたとおり 4 万円がもらえるようになった、これはありがたいことです。これはもちろん西郷村議会議員が動いたこともあるでしょう。しかし、そればかりじゃありません。ほかも同じことでいっぱい動いております。その総和としてこの結果が出たとそう思っております。

ただ、一生懸命やっていることは事実ですので、それは誇っていいことだろうと思います。ただ、それは議会としてやること、それから一緒にやること、それから長としてやること、いっぱい立場がありますので、これについては信用していただく。できないと言うのなら、それは努力が足りないからちゃんと説明するということも必要でしょうが、でもそれはいっぱいやっているわけです、お互いに認めて。そういうことで実現していきたいというふうに思っております。

- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) はっきり言うけれども、行政長なんですよ村長は、西郷村の行政の長なんです。この問題を解決するには私はこういうことで行動を起こすから、議会の皆さん私の後をついてこいというようなことを、ただの1回だって言ったことありますか、何にもないでしょう。議会は議会で勝手に動けばいいんだぐらいにしか見ていないでしょう。村長はこうやりました、ああやりましたなんてそんなこと信用で

きません、そこらで遊んでいたんじゃないかぐらいしか考えていませんよ。 (不規則発言あり) 何にもできないじゃないか、現に。ただの1回だって。 (不規則発言あり) こっちの発言中なんです、こっちの発言中に何で発言求める。聞かれたことに対して答弁すればいいんだそれで、わからないのかそれくらいのこと。

それ説明してくださいよ。私が先頭に立ってこうやりましたということを、誰しも が証明できるような形の中で。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) ここは議会であります。私たちは選ばれてやっているという立場で物を申さなければなりません。

それは、やっぱり今信用しない、それを証明しろという話です。もちろん長としての立場で私はやっている、議員もそういうことだろうと思います。議会は議会の特別委員会をつくったということでそれを独自の運動をやる、それは多としましょう。じゃ一緒にやりましょうということは1回も言わなかったか。一緒にやっていくに決まっていますよこれは、西郷村というこの地方公共団体ですから、それがやっていないとかと言ってもそれは困ります。これは西郷村のために議会という立場と、それから長という立場と、一緒にやる場合といろいろあります。これ何のためにやっているんですか、やっぱり村をよくするためにやっているわけです。

ですから、信用できないとか何かという言葉が飛び交った場合は、どうやっているんだというふうな疑念を持たれてしまいます。私はそういう気持ちはないし、一生懸命これまでやってきました。これからもそうです。ですから、議員を信用しないことはありません。私は信用しております。そういう立場で物を申しております。

- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) それじゃ聞くけれども、来年の3月でもって時効が成立する。 時効が成立した後に人間の命にかかわるような災害が起きたときには、これは当然、 賠償請求の出しようがなかったら裁判に訴えるよりほかにないでしょう。裁判で訴訟 を起こすにはどういうふうにして起こしますか。そこを説明してください。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 当初、この原発の問題があったときから世の法曹界は言っております、最終的には個別の裁判になる、最初から言っている。これは民法における不法行為に該当するかどうか。さすればその次は因果関係が出てきます。今回、いろんなそのための機構ができました。文部科学省における原賠審、それからADR、和解を進めるために、これは裁判の前段の話であります。でも、そのために原賠審における中間指針が出されております。指針はどうしていくか、個別の裁判に移行する前段として1つの形態、同じケースのものもあるだろう、その最大公約数の部分については1つの対応をつくっていくということで今進んでおります。それについては今各産業界、農業、商業、工業、サービス業、それらについての個別の賠償が進んでおります。どの部分で個別にまた帰結するのか、やっぱり財物とかいろんな問題があります。今、警戒区域から自宅に帰れない人、そういう問題とかあります。(不規則発言あ

り) そういう問題があって……、(不規則発言あり) わかっています。

裁判は因果関係が出てきます。もう一つは今の時効がかかわってくる。今の健康問題については、やっぱりヨウ素等の関係は甲状腺は時間がかかるだろうというふうに言われておりますので、少しずれた時間に出てくる可能性があるのではないかという見方をしている医者もおります。よって、今後の問題とすれば、やっぱり将来における対応をどうするかであります。

1つは、今の因果関係を明らかにすること。これは国を挙げて、あるいは医学界を 挙げて、いろんな研究を今進めております。さらには、その間において時効が来てし まうというのがそれが一番怖い。それが議員が言っているところです。この時効をど う中断していくかというのが最終的な立法に結びつかなければだめだということで、 子どもの支援法と時効の中断する法律ということが必要になってきます。その部分に ついては、参議院の先ほど申し上げた決議があって、今進んでいるということなので、 その部分についての要請を進めていくということになると思っております。

- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) 時効を中断するというけれども、時効を中断できるんですか。 できるかできないかはっきりしてください、これ2つに1つですよ。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 現在の立法上ではできないというふうになりますので、新たな法 律が必要であるというふうに言われておりますので、その法を目指しているというこ とであります。
- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) じゃ、新たな法律は何なんですか。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 5月28日に参議院の文教科学委員会において、そして平成 25年度中にこの時効の消滅事項に関すること、それから除斥期間、20年たつと請 求が止まる除斥という文言がありますが、これに関して法的な措置を講じるという決 議がされて、このことが動いているということであります。
- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) 今言われた法的な措置を講じるということを言われているとい う、それ誰が村長がやるんですか。やってくださいよ、法的な措置を。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 参議院の中で決議をして、その法律……
- ○16番(室井清男君) 参議院のことを聞いているんじゃないんだ。ここで法的な措置 を講じると村長が言っているから、村長はどういう形でその法的な措置を講じるんだ ということを聞いているんだ。
- ○議長(鈴木宏始君) 議長の許可を得て発言をお願いします。村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 参議院でこれ国会は、西郷村議会では法律できないんです。です

から、国会で法律を成立させていただく必要があるということであります。よって、 国会を構成する国会議員、その他省庁に要請する、こういうことになります。

- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) 国会でやることはそんなことわかっているんだ。その国会に働きかけをやるのはどういう形で村長は働きかけをやるんだということを、それを聞いているんだよ。こうやりますと一言で言ったらいいんじゃないですか。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 堂々めぐりですね。これは先ほど言ったとおり、長としてその立場で、個別はともかく一つの組織として町村会共通事項、(不規則発言あり)あるいはその構成団体、そういう要請をしていきます。
- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) ただやるやると言ったって話だけではだめなんですよこれは。 それだから、これから時効が成立した後には、もう今の紛争審査会なんていうものは 消滅してなくなっちゃうんだ、時効が成立すれば何もなくなってしまうんだ。そうす れば、個人対東電、個人対政府ということになるんだよ。その個人でもって訴訟を起 こさなければならないんですよ。

そこで、それを起こすのにはそれらを立証するものを持っていなくちゃならない。 その立証するものをつくるということは、あらゆる面で陳情をしたり、あらゆる面で 議論したり、この議論したことは記録としてとどめておく。陳情したらば、これ総理 府に陳情したとしたらその陳情書は総理府で永久的に保管されるんですよ、そういう のは。だから、それを総理府に陳情書を入れておく、総理大臣に陳情書を入れておく、 国会議員に陳情書を入れておく。そういうもろもろの議論をしたことが今後の裁判に 立証する一つの財源となるんですよ。それをやらないで、何もやらないでいて、ただ 裁判をやっても裁判はただ棄却いたしますで終わりになっちまうんだ。そんなことを 我々は黙って見ているわけにいかない。

我々が行動を起こして総理府に行ったことも、各関係のところに陳情に行ったことも、これは一つの記録として残っているんだよ。それだからあらゆる場所であらゆる 議論をして、そしてその記録をつくっていかなくちゃだめ。村長もういいや、そんな 話聞いたってどうにもならないから、いいから引っ込んでくださいよ。

- ○村長(佐藤正博君) 一般質問で引っ込んでいろというのはどういうことですか。
- ○議長(鈴木宏始君) 自席に戻ってくださいという意味ではなかったですか。
- ○16番(室井清男君) 村長にはその話は聞きたくないから自席に戻れということだ、 わからないのか。

教育長に伺いますが、これから学校関係で学校の子どもたちがいろいろそういう放射線に侵されるようなことがあると思うんですよ。これに対してこの前、民生委員の推薦会のときには教育委員長に対して、この時効に対する何かの議論がなされた場合には記録にしてとどめてくださいということを要請しておいたものですから、ここに教育長としての今後の子どもに対する対応を、何かありましたなら説明していただけ

れば幸いだと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 教育長、加藤征男君。
- ○教育長(加藤征男君) 室井議員にお答えいたします。

今ほどの話伺っておりました。教育委員長に過日、民生委員の会議の折に、今後のことについてこういう内容などについて話が教育委員会でなされた、そのことについてはよく記録として残しておいてくださいよという要請があったということであります。

委員長からは私まだ伺っていませんが、そのうちにそのお話がされると思います。 委員長がそのとき多分お答えをしたと思うんですが、わかりましたという方向での答 えをされたと思います。委員長と私と同じでありますので、他の委員さんにもそのこ とをよく伝えながら対応してまいりたいというふうに思っています。

- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) よろしくお願いいたします。

いざ裁判ということになったときには、立証するものがなければ裁判が成り立ちませんので、立証したところで裁判の窓口では今度審尋というものが行われますので、その審尋の段階ではねる場合も往々にしてあるんです。それですから、何でかんでそういう場合には裁判所の中に入れなくちゃなりませんから、ここで裁判所の中に立証して入れていくというようなものを、今後資料としてやっぱり整備しておく必要があると思います。そんなこともあわせて教育長さん、よろしくお願いします。

それから、次に、企業誘致の問題です。

ちょっとお聞きしますが、宝酒造が来るという1つの工業団地があったわけですが、 これが半導体のほうでもって買い取ったという、それがかなりのあそこに西郷村とし ても資本を投じてきたわけでございますので、その回収すらもいまだに見通しがつか ないような状態ですが、これどうなっていますか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 企業誘致についてのおただしでございます。

信越半導体が所有する旧宝酒造の跡地について、どうなっているのかということでございますが、8月1日に信越半導体関係が日経新聞1面に出ましたね。新たな素材をつくり出したという朗報だと私は思っております。あれだけの土地を使って、そして、新たな製品で世界にこれを普及させていくという、そういった一つの望みができたとなるならば私は非常にうれしい。ぜひともこの誘致を実現していきたいとひそかに思っておりますが、なかなか新聞紙上ではそこまで読み取れたかどうかはわかりません。いろいろまた信越半導体の方々とお会いして、そしてこの情報を得て、皆様にお知らせできるものであればしていきたいというふうに思っているところであります。

- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) それはもう全て半導体のほうにあの所有権が移ってからしばらくなるんですよ。それがいつまでたっても操業できないというのは、これは何が障害になっているんですか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 何がと言われてもいっぱいあると思いますが、一番はリーマンショックだろうというふうに思っております。
- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) 村長、いいかげんにしてくださいよ。あそこに半導体が所有してから操業できないというのは電気がないからできないんじゃないですか。電気がないから操業できないんですよ。その電気を引くということはどこがやるべきことなんですか。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 企業が操業するには、言われたとおり電気が必要ですよね。電気をいつ引っ張るのかということになります。やっぱりそれは操業開始と合わせる。供給する側、それから受ける側、この意思が合ったときにということがベストなチャンスになるだろうと思います。それはいわば動く一つの目安になりますので、電気関係が動き出す、一つの早い兆しではないかというふうに思っておりますので、それはよく見ていきたいと思っております。
- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) そんないいかげんな嘘を言われたんでは困るんです。あれを操業するに当たっては、あそこにはかなりの電気が必要なんです。もうこの辺からすぐ引っ張ったぐらいの電気ではもたないんですよ。それで、あそこに操業するには須賀川から電力を持ってこなくちゃならないんです。その事業を起こすのは村と県じゃないですか。そういう話が何もできないんですか。そこを説明してください。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 県と一緒にやって、もちろんバックアップはします。ただ、その タイミングに今はなっていないということであります。
- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) それでは、県のほうと村のほうとの話し合いは何にもないんですか、そういう話し合いが。早くあれを操業させなくちゃならない、電気を引くのにはこういうふうな措置を講じなくてはならないというような具体的な話は何もないんですか。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 今のところはありません。なぜか。やっぱり今、あの会社は世界の7つの特許を持っている。その部分でどの部分を伸ばすのか。それがどの時点でどのタイミングで西郷村に関連するタイミングになるのか、それが一番関心があります。しかし、今のところまだ具体的にはお話しできる状況ではないということであります。その前に私は社長さんにお会いしたりして、その中身を探っていきたいというふうに思っております。
- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) 議長、間もなく終わりたいと思いますから、時間が今12時で

休議の時間になるんですが、ここで切るとまた今度は午後のほうにも影響しますので、 わずかあと二、三分ください。

- ○議長(鈴木宏始君) わかりました。
- ○16番(室井清男君) 私が言いたいことは、あそこを一刻も早く操業しないと村民も困りますし、あのままにしていたのではいつになったってあそこに村が投資した金は上がってこないんですよ。だから、一刻も早くやるのには、あそこに電気を引いてやらなくちゃならないんですよ。電気を引くのには、村長が県にせっついて、県に一日も早くあそこに電力を持ってきてもらうことなんですよ。そういうことをなぜやらないんだということを言っているんですよ。やらないということは、村民の生活なんて考えないからやらないんじゃないですか。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 私も今の考えは同じです。早くやっぱりあそこを使っていただきたい。それは操業者である会社のこと、それから、電気を供給するのは操業が始まる、そのタイミングを合わせてやることです。やっぱり引いても使わなければこれは投資が過大になりますので、これは東北電力との関係が出てきます。もちろん、もう少し誘導してはどうかという話になります。これは当然だと思います。いろんな企業誘致助成金とかいろんな動きがありますので、当然こういう話はしております。当たり前のことをしている。

では、次にどういったことが出てくるのかということについては、まだ具体的にこれをやりたいとか、ここまで出ておりません。それはよくお聞きして、一日も早くやっていただきたいということにしておきたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) だめだから、今言うことと同じということだけであって、何にもやっていないんだよ。県知事とちゃんと話し合って、一刻も早くあそこに電気を引いて、あそこを操業させなかったらば、西郷村が今まで投資したその金は生きて帰ってこないんだよ。それで村民にも大変格好のいいことを、村民の生活を守るなんていうことを格好いいことを言っているが、実際のところ何もできないんだ、何もできなければ村長の価値がないんだよ、実際のところ。私が村長だったら今ごろは操業しています。

議長、これで私の一般質問は終わります。こんな話を続けても、ただおとぎ話で論 争しているようなものだから、とてもこういうものを相手にしておとぎ話を語ってい られないから。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) こういうものと話してもしようがないということを言われちゃうと私も困る。やっぱり一生懸命やっていると(不規則発言あり)いうことを長老として私もよく聞いていましたけれども、(不規則発言あり)やっぱりしかしそういうことでは困る。何かやっぱりそういうことでは困ります。(不規則発言あり)
  - 一生懸命やって、(不規則発言あり)持っている会社と、そしていろんなことを結

集して、やっぱり子どもたちの仕事場所をつくっていく、この気持ちでやっていきた いと思います。

○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君の一般質問は終わりました。

ここで、16番室井清男君が通院のため退席いたします。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) これより午後1時まで休憩いたします。

(午後0時03分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後1時00分)

○議長(鈴木宏始君) 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

なお、先ほど16番室井清男君の一般質問の中で、子ども・被災者支援法に関する 意見書提出についてありましたが、参考までに資料を配付いたしております。ご了承 ください。

続いて、通告第2、9番小林重夫君の一般質問を許します。9番小林重夫君。

### ◇9番 小林重夫君

- 1. 交通防災行政について
- 2. 観光振興行政について
- 3. 環境整備行政について
- ○9番(小林重夫君) 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問の第1、交通防災行政について。質問の趣旨、上新田部落の村道の速度制限を30キロメートルに変更ということであります。

上新田内の村道には、現在40キロメートルの速度制限標識がついておりますが、15年前と比べると交通環境が激変しております。親水せせらぎ水路ができ、道路幅員が狭くなり、歩行者用のグリーンポールも設置され、ふるさと農道の新設開通298号線甲子トンネルの開通等により交通量が3倍増しており、スピードオーバー車両の車が多々見受けられます。地域住民より、危険なので変更してもらいたいとの強い要望がありました。答弁をお願いします。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 9番小林議員の一般質問にお答えいたします。

上新田地内のご要望はよくわかりました。あそこは議員おただしのとおり交通量が増えました、ジャスコ関係とかいろいろ。そういったことで現在コーンポール、ああいうことで規制しておりますが、そういうお話は承りますので、行政区でいろいろ相談して、ぜひあわせて要望を出して、私どもは警察署、公安委員会と協議して、規制ということができるのかどうか、その要望を伝えて、そして協議していきたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 9番小林重夫君。
- ○9番(小林重夫君) この件については村長、私6年前、2回目に当選したとき担当課 に言ったんですよ。その後何の変化もないんですよ。

再質問します。

白河警察署の前の市道は、上新田部落内の村道より広いのに30キロメートル制限の標識となっております。これはどうなのか。公安委員会の所管と思いますがお尋ねします。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 警察署前の市道はおただしのとおり広いです。かつどういうことかといいますと、やっぱり公安委員会の規制がかかっているわけであります。交通量と幅員、さらに歩行者との関係、やっぱり交通事故防止になりますので、公安委員会でこれは決定して、交通上の保安を確保するという意味で規制をしております。
- ○議長(鈴木宏始君) 9番小林重夫君。
- ○9番(小林重夫君) 村長が今言ったとおりなんですが、やっぱりあまり公安委員会に は権威があるというか権力があるというか、ちょっとそうような事情に合わないよう な、私からすれば、それよりいろいろ交通量が激しかったり危険なところがいっぱい あるんですよ。そういう点はやっぱり村の村長はじめ担当課は強く地域住民の要望と

して、本当に要請・要望をやってもらいたいんですよ、これは本当に。昔はあそこの 道路はマイクロバスが悠々と対面交通ができたんですよ。今は周囲に当たってそんな ことはできないですよ、そういう状態です。

再質問します。

村道23号線、通称産業道路、元池田医院跡のところから米小学校に通じている村道には、30キロメートル制限の速度規制標識がついています。これはよいことですが、上新田の交通状況からすると交通量も少なく、安全の頻度が高い状況であります。上新田の標識は部落外れにあり、効率がよくありません。新たに30キロメートルの変更標識を部落の入り口、八雲神社あたりにつけてもらいたいことを地域住民の代弁者として要請するものであります。

私は、内外的にこの上新田地域のことばかりやっているんじゃないかと言われますけれども、私、上新田地域からあまり票数もらっていないんですよ。だから、そのために私一生懸命やって実績つくってやろうかと思って、そういうことがありますので、村長、そこら辺も酌んでもらって前向きに答弁を、今後の、まだまだ質問事項ありますけれども、よろしくお願いします。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 交通規制は所管は警察、公安委員会でありますので、よく事情を 説明して、そして、やっぱり危険を防止するという建前でよくつないでいきたいと思 います。
- ○議長(鈴木宏始君) 9番小林重夫君。
- ○9番(小林重夫君) 今の村長の答弁を脳裏に深く認識して、その方向にいくことを信じて承認します。

次にいきます。

質問の第2、観光振興行政について。質問の趣旨、2つございます。1つ、ふるさと農道、広域農道に交差する丁字路脇の遊んでいる三角公有地に西郷村の名所旧跡を紹介する観光案内板の設置をということであります。2つ目として、インターネットで紹介されている西郷村の観光名所堀川ダムに公衆トイレの設置をということであります。

1番目としまして観光案内板の設置の件ですが、この件については、ふるさと農道が開通したときミニパークの設置整備と西郷村の大観光案内板の設置について、以前本会議において現場写真提示で一般質問をしております。その後、何の変化もありません。まきば保育園の催しがあるときの臨時駐車場と、警察、パトカーの取り締まりに時々利用されているくらいの程度であります。

このたびは、村が財務省より譲り受けた反対側の丁字路信号機脇の三角の遊んでいる公有地にミニパークの整備と、西郷村の名所旧跡を案内する観光案内板の設置をということであります。生涯学習課のウオーキングを兼ねたふるさと講座に私も過去に何度か参加し、村の歴史と名所旧跡の教養を高めることができました。

ふるさと農道が開通して以来、4号線からの他県ナンバーの観光通行客等が非常に

多くなっています。西郷村のミニ休憩所として、西郷村の歴史観光案内として最適地 ではないかと提案するものであります。この件についてお尋ねします。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 観光案内板の設置のご提言がございました。

議員おただしのとおり、ウオーキングとかいろんな通路になっておりまして、あの場所は朝夕、人が歩いているのはよくわかります。同時に広域農道を通る場合、それから、ふるさと農道を通って289号線に行く分岐点、自動車は停止していますね、信号に基づいて。ただ、駐車場がございませんので通過するのが多いわけであります。場所としましては、ちょうど那須の見晴らしがきく分、それから北側にはエレクトロテクノが見えますし、非常に視界が開けるいいところだというふうに思っております。ポケットパーク、あるいは観光の案内板等につきましては、やはり観光協会がありますし、いろいろご意見を今伺っております。やっぱり座頭ころばしとか、あるいはキョロロン村とか、あるいは駅前とかいろいろありますね。そういった状況で一番ふさわしいところに順次立てていきたいというふうには思っておりますが、ご提言ございました場所につきましても非常に場所としてはいいところでございます。どういった形がいいのかとか、いろんなチェックすべき項目がいっぱいあると思いますので、検討させていただきたいというふうに思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 9番小林重夫君。
- ○9番(小林重夫君) 村長もやっぱり西郷村の観光振興について立派なことをいろいろ 言っていますよね。やっぱり言うことじゃなくて実行すべきなんですよ。

ただ、あそこの三角のところが遊んでいれば本当にもったいない話ですよ。国道 4 号線があそこに入ってきますと、本当に西郷村を西から東まで一望できるようなと ころなんですよ、まきば保育園に向かって。そこにやっぱり大きなこういう畳10畳 くらいの大看板、観光案内、そういうのをあれすれば、入ってきた人がこれ何だということでみんなちょっと休んだり、いろいろするんですよ。生涯学習課でいろいろそういうふうなことをやっているわけだから、そういうところの名所もやっぱり入れて、西郷村はこういうところなんだというようなそういう案内板と休憩所と、これ必要だ と思うんですよ。

私も産業建設常任委員会にいますけれども、群馬県あたりに全体集会の会議でお昼や何かで寄ったとき、広場のところには大きな町を紹介する看板があって、これはいいなと。そういうようなことで村長、幾らもかからないんだから、一番西郷村というのは村長は色気あるかないかわからないけれども、やっぱり西郷村は色気をつけて、そして魅力あるミニパークとか、やっぱりやるべきですよ。前向きに村長、やるということを言ってください。どうですか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) よくご提言はわかりました。ただ、逆に看板はないほうがいいという声もあります。これは、国立公園とか何かの規制がありますね。あの中にはむやみにつくってはならないとか、色もやっぱり抑えてくださいというところもあります。

今言われた場所についても、いろいろな業界の議論が出てきます。やっぱり言われたとおりでっかいのでつくったほうがいいとか、あるいは逆にみんなとってもらいたい、電線もとってもらいたいといった意見もあって、なかなか極端なところまではいけるかどうかわかりませんが、できればやっぱり国立公園内をバックとする那須連山がありますので、やっぱり夾雑物はないほうがいいだろうと。ただし、必要なものがなければ、今言ったとおりわからないだろうという意見もありまして、そのためには、では背景は何にするか、例えばビルの壁であれば、それは向こうの視界を遮らないのあればこちらの一方的なディスプレイで大丈夫だろうと。しかし、借景というものもあれば、そこには今度はふさわしくないもの、ふさわしいものいっぱいありますので、その取捨選択が出てきます。

こういった議論をいつもやっていまして、289号線沿いとか、1つはポケットパークの要請は前からありました。そういったことの集計の仕方と今の案内をすべき要素をどう絡み合わせていくかということがテーマでありますので、ご提言の趣旨はよくわかりましたので、いろいろ議論させていただきます。

- ○議長(鈴木宏始君) 9番小林重夫君。
- ○9番(小林重夫君) 西郷村に国立公園とかいろいろありますけれども、私が言っているのは国立公園を何だかんだ、観光振興審議会とかあるかもしれないけど、そうじゃなくて西郷村をもっと宣伝するための方策というか、案内板とかをつくったらいいんじゃないかということを言っているんですよ。それは村長主導でやればいいんだよ。ほかの議員からも、物事がいいと思ったら村長主導でこれでやっていくんだと姿勢を示して、色気をつけてやれば、西郷村の観光だってもっとよくなるんですよ。

いろいろな四角四面の条例とか何だかんだ国立公園、県立公園あるかもしれないけど、そうじゃなくて、私西郷村のことを今言っているんですよ、村長。そういうことなんだから、あそこを工事やったって大して金かかるもんじゃないでしょう。本当に来た人がちょっと休んで、こうなんだ西郷村は、それだけでも宣伝になるんだよ。どうなんですか、もう一つ答弁をお願いします。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) よくご提言の趣旨を踏まえて検討させていただきます。
- ○議長(鈴木宏始君) 9番小林重夫君。
- ○9番(小林重夫君) じゃ、次にいきます。

次に、堀川ダムに公衆トイレの設置の件についてお尋ねします。

村のインターネットに掲載されているということで、大型バス等での観光客ツアーが多くなっている。商工会有識者の方からの提案がありました。ダムの管理棟にはトイレがありますが、一般の観光客には利用できないようであります。野良しょん等が多く見られたとのこと。団塊の世代ということで高齢者のツアーが観光地には多く見られます。高齢者はトイレが近いのであります、私も近いんだけれども。環境整備の上からも強く公衆トイレの設置を訴えるものであります。

これ商工会の有識者からこの前、理事会があったときこういうふうなことを言われ

たもんですから、代弁者として一般質問しているんですけれども、どうなんですか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) ご指摘の点はお話のとおりでございまして、ダム管理事務所の 1階にトイレがございます。水曜日は休みになっておりまして、それ以外は冬期閉鎖 期間、雪が降ったときは閉めますが、それが4時半に施錠されるまでは使用できると いうことになっております。

私も、今の話を聞きましたので、この前ちょっとウイークデーも行ってみました、 日曜日も。しかし、歩いている人はあまりいないです。バスはいつ来るんだろうとい うふうに思う人が。堀川ダム祭りがあります7月、あのときは人がいっぱいいますね、 堤体の中をずっと向こうまで歩けますので。あそこを歩いて行って、出てきてどのぐ らい滞留するか、あのときはトイレが足りませんね、事務所の中のトイレまで使いま す。

ということで、大型バスが来て、トイレが足りない場合はどうするかということが、 言われたとおり話になっているそうです。県のほうに堀川ダム管理事務所があります ので、あそこをどういうふうに、ではそういう要望にお応えできるのかということを 検討してもらいましたが、1階はやっぱりちょっと大規模な浄化槽とか必要とします ので、ちょっとやっぱり今は我慢していきたいという話でした。

ただ、その後、今みたいに大型バスがどんどん来るようになった場合は、それはまたそのときにいろいろ話を受けましょうというふうになっていますが、このごろはあまり実はこの前、夏に行っても大型バスはいませんでしたが、やっぱりゴールデンウィークとか、ああいうときに来るというお話ですね、きっと。ちょっと現場を見た感じでは、そんな感じでございました。

- ○議長(鈴木宏始君) 9番小林重夫君。
- ○9番(小林重夫君) 村長から今のような答弁ありましたけれども、やっぱり私も家内を連れてよく、家にばかりいてもぎくしゃくしてストレスがたまるもんだから、たまにそちらこちらに行くことがあるんですよね。そして、管理棟に私もやっぱりトイレが近くなって入ったことがあるんですよ。本当に観光客が気にしないで利用できるようなあれではないんですよ。

だから、やっぱりこれ商工会の有識者から言われたように、気にしないで利用できるような、それだけ西郷村の観光地としてインターネットに載っているわけだから、大型バスが来てこうふうなことがあったから小林さんどうなんだいということで私も本当に言われたもんですから、村長、前向きにやっぱり観光振興のために、これ前向きに検討してくださいよ。どうなんですか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) おただしはよくわかります。観光バスというお話だったのでそう申し上げたのですが、あそこはやっぱり高地トレーニングとか、駅伝の練習地とか、いろいろなことで活用したいと思っています。そういう意味で、よく道路も舗装していただいたし、あるいはいろんなことを今、高地トレーニングのことを模索しており

ますが、やっぱりあの場所はその中に入ってくるだろうと、交通量、あるいは独占性、 あるいは自然の家との連携、いろんなことがありますので、それを踏まえますと、今 言われたとおりトイレは必要になってくる可能性があります。

そうしますと、大きさの問題と浄化槽と県有地の使用の問題、一番は県に運営してもらうのが一番いいわけで、ずっとそういうスタンスで来ましたが、やっぱり数が多くなってくることが確実になれば、今の県と協調してより大型な施設が必要になるのではないかというふうに思っていることもございますので、そういった観点からも検討をいたします。

- ○議長(鈴木宏始君) 9番小林重夫君。
- ○9番(小林重夫君) 県でも何でもいいですから前向きに。とにかく観光振興のために 前向きに村長、取り組んでもらいたいと思います。

次にいきます。

質問の第3、環境整備行政について。質問の趣旨、西郷バスストップステーション 駐車場の整備拡張についてであります。2として、利用者拡大について、西郷バスストップステーションに公衆トイレの設置をということであります。3として、ループ 公園の環境整備に係る財務についてであります。4として、ループ公園内のモニタリングポストは何のために設置しているのかお尋ねします。

それでは、1番いきます。

西郷バスストップは、東京方面 2 線に加え、名古屋ノンストップ直行便も増設され、大変利用者が増大して大盛況であります。私も早朝、自転車、ウオーキング等で週に三、四回程度通りますが、土日祭日等、駐車禁止の看板のかかった民間の土地への不法駐車がたびたび見受けられます。以前は、高速のフェンス内に看板が抜かれて投げられていたときもありました。近ごろは 7 から 1 0 台等の不法駐車が時々見受けられます。この件についての対応をお尋ねします。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 西郷バスストップの駐車場拡張の件についてでございますが、おただしのとおり順調なる伸びを続けておりまして、利便性は高いということで喜んでおります。やはり値段が安いこと、あるいは定時制を確保される、そして指定席ということになりますと、やっぱり今後とも増えていく可能性がありますので、そういったご指摘は正しいだろうと思います。

これまで何回もご指摘がありました。前に矢吹議員からも連休中測っていただいて、87台というときもありました。私も連休等については非常に気になりますので見に行きます。今年も連休とか夏休みに使われておりましたが、一部議員ご指摘の向きもあるように聞いております。ただ、全体的には間に合っているのかなと。時期によって繁忙期といいますか、そういう時期もあるんだろうというふうに思います。

現在は、そういったところがありますので、民間の土地に不法に置いているとかという苦情があれば、今あるというご指摘でございましたが、バスの事業者とまた協議して、拡張ということもやっぱり考えていく必要があるだろうと。この前、直近の駐

車場の増強工事やりましたね、二十数台、あそこの工事をやるときにループ公園の中を臨時の駐車場にさせていただきました。あそこも実は使えます。ただ遠いです。土地は一番近いところはあそこでありますので、そういった利用ができるのではないかというふうに思っております。ただ、なるべく近いところに行くというのは、車を持っている人はそう思いますので、なるべく誘導をしながら、今の民地のほうにご迷惑をかけないように努力していきたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 9番小林重夫君。
- ○9番(小林重夫君) 今村長の答弁ありましたけれども。とにかく二、三日前のチラシにインターネット事前割引ですか、ああいうので3,400円のが2,500幾らで行けると、あと20%割引とか、そういうになるとますます大盛況なんです。我が西郷村を宣伝するには大盛況になることは大歓迎なんです、本当に。あれだけの西郷のバスストップが注目されているということは。そういうような状況を、私も何度か本当に見ているから、そういう民間のダイエーパチンコ側のところに縦に縦列でそういうようなのを見ているからね。拡張したほうを、もっとループ公園の曲線に沿って拡大すればいいんだ。そうすれば広くできるわけですから、ループ公園の中でなくたって。次にいきます。

次に、バスストップ駐車場内に公衆トイレの設置についてお尋ねします。

この件についても、以前本会議で一般質問をさせていただきました。その後、何も変わっていません。土日等は全国といっていいほど他県ナンバーが見受けられます。 遠距離からのお客も多々いると思います。男性の野良しょん等がたびたび見受けられます。以前、中年女性から問いかけられたこともありました。女性の自然現象生理の悩みも思い知れるものであります。この件についての対応について、善処方策をお尋ねするものであります。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) トイレ設置の要望があるやに聞きましたが、私のほうに直接は今のところはないわけです。では周辺の方々、上新田の方々、トイレをおかりする点もあるのかどうかですがそれほどでもないと。なぜかというふうに考えますと、1つは予約制ですね。バスの乗る場所がある。そうしますと、それにタイミングを合わせて来るんだろうというのが1つ。もう少し時間がある場合はどうするんだというと買い物をして乗るみたいだと、周辺に大型スーパーがありますので。そういったことなのではないかというふうに思いまして、バス事業者、福島交通さん、それからJRバス関東、東北の連合体があそこを管理していますので聞きますが、そういった答えも特にはないということであります。

議員おただしのとおり今のようなことがあるのであれば、なおまたさらに意見を聞いたりして、そして対応を考えていきたい。これやる場合は、バス事業者との協議であそこを設置しておりますので、サービス工事はお互いに手を組みながらやっていく必要がありますので、そういった話をしていきたいというふうに思います。

○議長(鈴木宏始君) 9番小林重夫君。

○9番(小林重夫君) 村長、今前向きな答弁というか、バス会社の利益のあれだから、 バス会社と協議して前向きにやっぱりやってもらわないと、本当にこれからどんどん 発展はしていくと思うんですよ。そういうことでお願いします。

あともう一つ、バスストップの駐車場のループ公園のちょっと間に、何だかわからないけれども四角になって立入禁止というのがあるんだけれども、あれは何ですか。場所は、東側の駐車場の広げたほうのちょっと中間あたりのところです。そして、四角な縄でこうふうになっていて、そこは入ってはいけないという看板があるんです。何だろうと思って、何ですかあれば、何か危険物があるんですか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) あそこは、駐車場を整備したときに除染のように表土を掃いて、 それを集積してある場所だということでありますので、これはいち早く除去していき たいというふうに思っております。
- ○議長(鈴木宏始君) 9番小林重夫君。
- ○9番(小林重夫君) 私もあそこをいつも通っているけれども、何だろうと担当課に聞くかと思って、本当に神社みたいにこうなっているから危険物かなと思って心配したんだけれども、一応あれ除去してあるものなんですね。

じゃ、そういうことで次にいきます。

次に、ループ公園は、以前の一般質問によると東京電力より無償で借用しているとのことで、耕作物等はつくってはいけないとのことです。JRA開催時の環境管理棟がありますが、今は使用していないようであります。お尋ねします。この管理棟も村で所有しているのかどうか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) JRAからお借りしているということで今倉庫がわりに使っていると。いろいろ3・11とかいろんなことであった防災のものが入っていたりするという状況で、村がお借りして管理しているということであります。
- ○議長(鈴木宏始君) 9番小林重夫君。
- ○9番(小林重夫君) 次にいきます。

ループ公園は、年に3回ほど雑草刈り払いして、きれいに処理されて大変環境もよくなっていますが、管理経費は幾らなのかお尋ねします。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 経費についてお答えいたします。

高速バスストップ脇の緑地、ロータリー、ジャスコ前の植栽剪定や草刈りなど、周辺の環境整備を含め年間3回草刈りをしております。ループ公園の部分については約40万円程度かかるだろうと見込んでおります。

- ○議長(鈴木宏始君) 9番小林重夫君。
- ○9番(小林重夫君) ループ公園のほうは40万円くらいということであります。 次に、ループ公園の借用目的は何なのか。ループ公園は村民、地域住民のために有 効活用できるように施策すべきと思いますが、執行部はどのように考えているのかお

示しください。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) ループ広場、その他の公園として管理をしておりますが、それは この広場は国道 4 号よりウインズ及び大型店へのメーンアクセス道路の内側にある広 場であり、土地は村と東京電力株式会社からの借用地でございます。西郷村の玄関口 としての新白河駅周辺整備用地取得造成事業で整備されておりまして、西郷村のイメ ージアップを図るべき景観等を備えている、あるいは地域住民の憩いの場所にしてい ると、そういうことでございます。
- ○議長(鈴木宏始君) 9番小林重夫君。
- ○9番(小林重夫君) ループ公園、3回刈って40万円だと、地域住民の景観とかと言っていますけれども、やっぱりそういうふうな経費をかけてやっているなら、本当に地域住民の景観になっているのかと私思うんです。今言ったように、本当に村民、地域住民のためにどうなんだということですよ。年に3回刈って、あと真ん中のあたりに刈ったやつを重ねておくけれども、それだってちゃぽランドのねころんぼ広場みたいになくなっちゃったところでも、あそこにあった柿の木だとか梅の木なんていうのはその堆肥によって腐っちゃって、昔は子どもを遊ばせるのにブランコで木製のブランコを使って、じいちゃん、ばあちゃんだって、そんなのできなくなっちゃったようなあれで、そんなことをやっているんですよ、あそこでは。そういうことでは私はいけないんじゃないかなと思うんですよ。

そういうことでいきますよ、次に。

原発事故により多大な損害、迷惑をかけている東電より安くループ公園を払い下げ、 譲り受ける考えがあるのかどうかお聞かせください。もっと村のために利用できるよ うにやったらいいんじゃないかということを。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 議員は今もう少し有効利用したいというお話でございました。もちろんあのループ関係の工事をして、できて、そのとおりの使い方になっているかどうかということですね。使い方は、先ほどの臨時駐車場にしたり、いろんなことをやっておりますが、さらにこれを進めてはどうかというお話でございますので、それはよく検討させていただきたい。

今無償で借りておりまして、管理はこちらでやっているということですよね。それは、あの4号線との空間というそもそもの位置づけ、それとの利用との関係が出てきます。もちろんいろんな制限はあると思いますが、それを一歩進めてはどうかということでもございますので、それはよく聞いて、東電から今買うかどうかというふうに言われましたね。今のところ無償ですので、買うかどうかについては今のところ考えておりませんが、なおそういった特別なご提言があれば、いろいろ考えてみたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 9番小林重夫君。
- ○9番(小林重夫君) ループ公園を無償で借りて、これだけの40万円の経費かける。

そうじゃなくて、東電にこういう事故があったので多大な迷惑をかけているんだから、とにかく村長のセールスで、執行部のセールスで安く払い下げちゃうんだよ。そして、村で自由に使えるようにすべきなんだ。そうすればすばらしい環境になると思うよ、本当に。村民、地域住民のために私はそのように思っているんです。またそのように代弁しているんです。あそこに本当にあんなようにしておくなら、もっとグラウンドみたいにして公園みたいにして、そうすれば放射能だってもっと低くなるだろうし、そう思いますよ。

だから、村長の強いリーダーシップで、この際だから無償で借りるんじゃなくて、 もう東電から強く、とにかく安く払い下げて有効利用できるように、総合的に有効利 用できるようにやればいいんですよ。どうなんですか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 趣旨はよくわかりました。ただ、あそこは高圧送電線の線下地、 すぐ下ですよね。いろんな制限があります。その中においてどう利用していくかとい うことで無償でお借りして、そして緑地、あるいは先ほどの臨時の駐車場になったり、 いろんなことをしております。さらに買い取って、では、送電線を別に動かしてとい うふうになりますと言われたとおりのことになりますが、なかなか送電線1つを動か すのは容易ではないと思います。それらも踏まえまして、でも趣旨は言っていること はよくわかりますので、さらにいろんな規制もあるのかどうかも含めて検討していき たいと思います。
- ○議長(鈴木宏始君) 9番小林重夫君。
- ○9番(小林重夫君) 村長、そのように言いますけれども、今はいろんな規制緩和とか、 高圧線の下にアパートができたりということでいろいろしているんですよ。

前にも私、これだけ大きな面積はないけれども、前に香港、マカオのほうに行ったときに、ちょっとやっぱりマカオというところは面積が少なくて、小さなところを利用していろんな運動場だ何だいろいろなことをやっているんですよ。そういうところを見てきました。

あれだけあったら本当に村民、地域住民のためにいろんなことができるんです、本当に。ただ無償で借りて何にも耕作物もできない、ブランコもできない、何にもできない、そんなことではだめなんだからね、村長。やっぱり村民、地域住民のためになるようなほうにやっぱりリードして、村長のリーダーシップでですよ。この際だからやっぱり東電から無償だっていいんです。あそこは昔、上新田地域の所有地が猪苗代水力発電のときに、そういうふうなことができるからといって買収協力に応じて、あそこにはいろんな変電所とか運動公園みたいなのもあったんですよ。あそこで昔は私も子どものころ、むしろ旗で白黒で力道山ていうの見ました、シャープ兄弟、そんなのもやっていたり、ちょっとしたスポーツだとかあったんですよ。

そういうことですから、今のいろんな地域状況を見ると、高圧線の下だって何ぼでもいろいろ利用しているんです、そんなことは。そういうようなことから、前向きにやっぱり村長やってくださいよ。

次にいきます。

次に、村民のため、地域住民のためにならない雑草刈り払いだけのループ公園なら、 存在性の費用対効果から即刻返還すべきと思います。東電で管理したほうが得策かと 思います。この件について執行部の考えをお示しください。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 即刻返したほうがいいというお話ですが、そう急にはいかないだろうというふうに思います。もちろんお借りしている前提、最初の話が多分あると思います。結局線下地であっても、やっぱり場所柄どのように生かすべきかいろいろ議論をして今お借りしている。ただ、言われたとおりもう少し利便性を上げたほうがいいのは、それは私もそう思います。ただ、線下地はそう簡単ではないとも思っています。いろんな問題がありますよね。地震が起きたらどうするんだ、風水が強かったらどうするんだ、線が切れて落ちたらどうするんだというのが常につきまとうわけであります。

よって、やはりなるべくそれよりないところと同じにするわけにいかないだろうと、少し注意深くやるだろうということを考えますと、やっぱり緑地とか、あるいは常時じゃなくてインターバルをおいた使い方とかということがあって、今の形に落ちついたというふうに私は聞いております。

ただ、地域から今言われたとおり、上新田の方々が協力してつくった施設でもありますので、思い入れはいろいろあると思います。ということを踏まえて、ご提言も踏まれて検討していきたいというふうに思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 9番小林重夫君。
- ○9番(小林重夫君) 村長、もし自分らが経営者だったら、何も40万円もかけてただ借りてこんな草刈りだけやっているようなことなら、即刻それは、もし私が民間の企業の経営者ならこんなのすぐに返しますよ。東電でやってもらったほうが何ぼか経費削減なんです。村の財政負担だってないんだから。そのようにやっぱり村長だって考えていかなければいけないんですよ。税金だから構わないというわけにいかないんです、そんなことは。

だから、そういうようなことで、前に私が提言しているのにそのようにできないのならば即刻返すべきなんです、本当に。そのほうが何ぼかせいせいして、東電に早くやれこうやれとそういうことができるんだから。そういうことだと私は思うんです。そのくらいのやっぱり村長、村の長なんだから、気概を持ってやってくださいよ。

じゃ、次いきます。

ループ公園内のモニタリングポストは何のために設置し、誰が管理しているのかお尋ねします。私が見たところ、時々電源が切れて作動していません。また、計測結果はどこに発表になっているのかお尋ねします。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) おただしのモニタリングポストにつきましては、西郷村内には文 部科学省の事業により平成23年度中に39基設置され、全基稼働中であります。

設置の目的は、子どもの健康や国民の安全・安心に応えるきめ細やかなモニタリングの実施と、一体的でわかりやすい情報提供のためとされております。具体的には、 測定基設置箇所付近の放射線量を10分間隔で自動的に測定し、設置機器の表示部に 評定結果を表示するとともに、携帯電話通信網を利用することによりインターネット 等を通じて住民にリアルタイムに情報を提供することとしておりますので、ご理解を いただきたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 9番小林重夫君。
- ○9番(小林重夫君) 村長、私6月定例議会で、この地域の子どものいる住民から、あ そこのループ公園の中はとにかく線量が高いから、早く通学路とかループ公園の除染 をしてもらいたいんだといって私、全部通学路みんなをはかったんだよ。村長にあの データをやったね。

本当にあれから私、あそこを何度か通って気になったときあそこに行ってみると、電源が切れているんですよ。今までは3回も切れていたんだよ。この間、担当課に言って、昨日また行ったら急遽作動していた。そういう行政として言われなくちゃできないような行政ではだめなんですよ、ちゃんと継続して。やっぱり住民が見たらあんなところに設置、4号線の通学路から奥に入ったところを誰があそこを見るの、本当に。計測する人があそこへ行ってちゃんと計測して、そして発表しているんですか、あそこはこうだああだと。ほかのところはみんな四つじのところだって車でも通行もできるようなところに設置しているんだよ。その辺に移設できないのか、あれは、ちょっとお願いします。

あと、そういうふうな管理もちゃんと言われなくちゃやらないのではこれどうしようもないよ本当に、(聞きとり不能)じゃなくても本当に。どうなんですか。

- ○議長(鈴木宏始君) 放射能対策課長。
- ○放射能対策課長(藤田雄二君) お答えします。

現在、39基のモニタリングポストとリアルタイム線量計が村内にループ公園に設置されておりますが、ここについては4キロメートルに1か所ということでループ公園に設置されております。これについては文科省管轄で、先ほど指摘があったから動いたんじゃなくて、時間的に切れるようになっていますので、それは自動的に切りかえになっています。

ですから、これはあくまでも文科省が管理しておりますので、村で管理しているわけじゃございませんので、そういったご指摘があれば村のほうに言っていただいて、うちのほうからも文科省に要望はいたしますが、文科省のほうで管理をしております。ですから、消えているときは時間帯で消えているものであって、決して故障しているわけではございません。ですから、それでご理解を願いたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 9番小林重夫君。
- ○9番(小林重夫君) その今の計量検査の結果というのはどこに発表になっているの。 あと、時間的に切れるけれども、私白河のほうに結構、駅前のほうを通るけれども、 郭内にあるやつはいつ通ったって切れてねえぞ。あれとこれは違うのかい、わかんな

いけれども。

- ○議長(鈴木宏始君) 放射能対策課長。
- ○放射能対策課長(藤田雄二君) 先ほど申し上げましたように、リアルタイムとモニタ リングポストはちょっと違います。(不規則発言あり)機械がちょっと違います。学 校関係は筒状のものですから。あと、モニタリングポストについては文化センターに 設置してあるのがモニタリングポストですから、それは時間的に切れるものがござい ますので。先ほど申し上げましたように文科省で管理しておりますので、それらはホ ームページ等、新聞等でも発表になっておりますので、そちらをごらんになっていた だきたいと思います。(不規則発言あり)
- ○議長(鈴木宏始君) 9番小林重夫君。
- ○9番(小林重夫君) わかりました。 村長、今言ったことを全て前向きに実行できるように代弁者としてお願いします。 わかりましたか。じゃ終わります。
- ○議長(鈴木宏始君) 9番小林重夫君の一般質問は終わりました。
  - ◎休憩の宣告
- ○議長(鈴木宏始君) これより午後2時15分まで休憩いたします。

(午後1時54分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後2時15分)

○議長(鈴木宏始君) 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。 通告第3、12番上田秀人君の一般質問を許します。12番上田秀人君。

## ◇12番 上田秀人君

- 1. 再生可能エネルギーについて
- 2. 健診について
- ○12番(上田秀人君) 12番、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず、質問の1点目といたしまして、再生可能エネルギーについてということでございます。この再生可能エネルギーについては、以前にもこの場で取り上げをいたしました。

日本の発電において主に用いられているのが、以前も申し上げましたように、いわゆる水力、火力、原子力と言われてきました。あの原発の事故が起きるまでは、原子力による割合が25%というふうに言われてきましたということをお話をさせてもらいました。

その後、原発があのような大きな事故を起こしてしまったということで、この西郷村においては原発に頼らない村をつくるべきではないか、そういう観点のもとに村で使う電気の総使用料を、この25%を再生可能エネルギーに切りかえをすべきではないかと、そうすることによって名実ともに原発の要らない村づくりにつながる、このようにお話をさせていただきました。

そのときのお話の中で、私は太陽光発電を導入すべきであるというお話を求めた経緯がございます。今回は、そのことも若干触れながら、さらにもう1点お話をしたいなということで小規模水力発電、このことについてやはり同様の質問を行いたいなというふうに思っております。

私今回考えましたのは、この小規模水力発電をいわゆる農業用水路や排水路などに 設置をして、村内で再生可能エネルギーの割合をさらに引き上げをしていくべきでは ないかというふうに考え、村長の考えを伺いたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 12番上田議員の一般質問にお答えいたします。

小規模水力発電のお話がございました。総論といたしまして原発事故以来、新たな 持続可能再生エネルギー、こういったものが必要になってくる、これは明白になって きました。その中でこの小水力であります。小水力も議員はじめ南舘議員、真船議員、 ずっとこのことも言われておりまして、まことにそのとおりだと思います。そして、 ある一定規模までできないかといったときに今の土地改良区の施設、これは言われた とおりいろんな方面で着目していることを知っております。

再生可能エネルギーにつきましては、西郷村地域新エネルギービジョンの策定の中で各種新エネルギーについて賦存量から利用可能量を示し、導入可能性を検討してまいりましたが、具体的に土地改良施設、いわばU字溝、あるいはダム、いろんなことがあります。これまで土地改良区の中でもそんな話が出たりしておりましたが、まだ具体的になっていなかった。なぜかといいますと、プラントがどのぐらいお金がかかるのかと、それをどういったところに仕掛けるのがいいのかという話もいろいろありまして、これは大きな研究所とか電気会社とかいろいろなところがやっているという

ところまででありますが、しかし、それはいずれ解決を見るだろうと。

そして、問題はごみのこととか管理上の問題、これが解決されれば、言われたとおりU字溝という一つの一定水量を保てるところであれば持続可能、雨は降って、海に流れて、また水蒸気となってぐるぐる循環するということからすると、非常に可能性は高いのではないかという気がいたします。

- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 12番。ただいま答弁いただいたわけですけれども。私は、太陽光発電についてはまず公共施設への設置等、さらには各地区における集会施設、さらには消防屯所などの設置を行って、そこで売電で得られる利益をその施設の維持管理に充てたらどうかという提案をさせていただきました。

今回も、この小規模水力発電、このことについてもやはり同じような考えを持っているわけであります。村長がさまざまな今プラントの心配をされていましたけれども、かなり技術が進んできているというふうにお話を伺っております。自動車の発電機、村長は自動車のエンジンを見たことあるかどうか、多分見たことあると思いますけれども、あの自動車につける発電機程度でかなりの出力が出る発電機も今出てきていると、磁石の開発が進んだということで、そういうふうな発電機が能力が上がってきたというふうに理解をしているわけですけれども。かなりですから、小さな装置においても発電する能力は今高まってきているということが言われてきています。

そういった中で、先ほど私申し上げましたように、水路に設置をすることによって その水路を今管理してもらっている今村長から言われた土地改良区、さらにはその水 利組合などにその管理をお願いする、そしてそこで発電をしていただく、そして売電 によって得られる益をその団体に還元してはというふうに考えるわけであります。

今、村長は私から言われなくても十分にご理解だと思うんですけれども、非常に農業経営を取り巻く環境というのは厳しいものがございます。そういう厳しい中で農家の方の負担をほんの少しでもそれによって軽減することができれば、水路の維持管理にもつながるんじゃないかというふうに思うわけで、そして、さらには再生可能エネルギーの割合が高まっていくというふうに考えるわけであります。

そして、さらに村が今支出をしている水路の改修工事等のお金を今支出していますよね、その分も若干は軽減できるのではないかというふうに思うわけです。その発電装置を数をつけることによって、その経費削減はさらに進むのかなというふうに考えますけれども、いかがお考えでしょうか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 売電によって利益を還元して維持管理費に振り向ける、考え方は 正しいと思います。現在太陽光のキロワット42円という数字が出て、水力は37円 でしたか、いろいろあって20年間は保証するということが出ておりますが、いわば この損益分岐点がどのぐらいまでに投資すればプラスに転じるんだろうということを 今プラントの研究が進んでいるというふうに思っております。

この前テレビで放映されていました。ある電気会社が1戸の電力、標準家族4人の

部分を賄うのにU字溝600以上でしたか、あそこに流速が何ぼのときは180万円のプラントでしたか、それがテレビでやっていたわけです、1か月か2か月前に。そういうこともあって、システムづくりは進んでいるのかなというふうに思っております。そのときの懸念材料は、ごみ処理だということもありましたね。

しかし、大きな枠組みから言いますと、やっぱりそういった水こそが一番再生可能なのかなと。蒸気になって雨が降ってという循環の輪廻からしますと、ダムが一番すごいんだろうと思いますが、それが流下する力によって発電機を回すというのもありだということが今研究材料になっているわけであります。

目指すところは、言われたとおりどの程度の投資によってどれだけの収益が得られるかという新たなプラントと、それから設置すべき箇所、そういったことがこれから調査が進んでいくというお話でございました。もちろん西郷村にはダム4つがあります。さらには小さなため池、あるいはいろんな用水路のご指摘のU字溝がありますので、そういったものをさらに対象になるのかどうかということの研究が、一緒に急がなければならないということになるだろうと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) ただいまの答弁を聞いていますと、水力が一番なのかなと答弁 の中でいろいろお話がありました。投資的な部分のお話もございました。

私は、一番原点に戻っていただきたいのは、一番先に申し上げましたように、西郷村というのは原発に頼らない村をつくるんだということで、いわゆる原発事故が起きる前までの25%と言われるものを再生可能エネルギーに切りかえをしていく、そこにやはり着目すべきじゃないかと思うんですよ。経費的な部分の話をしてしまえば、いわゆる我々は原発事故が起きるまでは原子力発電というのはものすごい経費がかからないと言われてきました。しかしながら、実際に事故が起きるとどうなるかということを考えれば一目瞭然だと思うんですよ。

そうすると、この再生可能エネルギーに対する初期の投資というのは金額的に張る部分があるかもしれません。しかしながら、いわゆる環境負荷に関しては一番優しいものではないかというふうに考えるわけであります。そして、この西郷村においては地理的条件を考えたときに、太陽光も確かに一つのメリットはあります。しかしながら、冬の部分を考えたり、夜は発電が止まってしまうとか、そういうことを考えれば一番やはり魅力を感じるのは水力ではないかというふうに思うわけです。水が流れていれば24時間発電しているわけですから。確かに大雨が降る、この間のように台風が来たときにその管理をしなければならない。あと、日常的にごみを取り除くとかいろんな管理をしなければならない。しかしながら、そういったリスクを考えてもやはり大きな利点があるのではないかというふうに考えるわけであります。

そして、先ほど村長の答弁の中で、西郷村地域新エネルギービジョンということで、 多分このことかと思うんですけれども、私大変申しわけございませんけれども、これ は平成23年2月に発行されているそうですけれども、今回初めて目を通してみまし た。これを見ていますといろいろ基本方針、7ページ、8ページのあたりに新エネル ギーの導入の基本方針などということでうたわれているわけであります。

この中で、基本方針の中でさまざまなステップが書かれていて、太陽光エネルギーの利用システム導入などいろんなことが書かれているんですけれども、いわゆる再生可能エネルギーのほうに話をちょっとずらせば、どこにまず一番問題があるのか、村長はどのようにお考えなのか。まず、太陽光について、どこにどういう問題があるのかというのをお示しいただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) まず、このエネルギーを扱うほうからしてみれば、やはり常にちゃんとした定量のものがとどまることなく流れてくるというのがいいことですね。その観点から言いますと、発生するものについてはやっぱり今言われた太陽光は夜昼、あるいは冬場、要するに発電量が一定ではない。それから、それを整流して直流から交流に直して電力に売る場合に、やっぱり未売が生じないようにするという技術的には言われております。こういったものがやっぱり太陽光とすれば一番問題なのではないか。そうしますと、夜間の発電できない部分をどう対応するかということで、それは蓄電池にする、これとの一体的な開発というふうに言われております。一番はやっぱり一定量が常時ということではないか、そこに一番の大きな問題があるというふうに思います。
- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 12番。確かに村長が言われるように、エネルギーの安定供給というのが一番問題になるのかなというふうに思います。ただし、もう一度人間としてのステージを考えるべきかなと私思うんですよ。

このビジョンの中にも、教育の部分が書いてあるわけですよ。環境教育の促進とか、このエネルギーに関しての教育も含まれているというふうに読み取るんですけれども、人間としてどういうふうに生きるべきか。例えば極論になりますけれども、夜の夜中に店がピカピカに電気つけてあいていること自体が本当に正しいのか、そこからもう一回教育をやるべきじゃないかと思うんです。そうしたときに、例えば太陽光で電量が下がっても、水力が動いていればそこで賄える。要するに需要と供給の話ですよね。そこをちゃんと見直す必要もあるんじゃないかと思うんです。私は、そのこともこの新エネルギービジョンの中には組み込まれているのかなというふうに思って読んでいたんですけれども、そこはいかがでしょうか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) エネルギー教育、当然いろんな意味で連動すると思いますが、やっぱり産業としてということと、それから今の人生としてということがあります。本当に人は人生生まれて100年生きられるかどうかですが、やっぱり1日24時間どういったバイオリズムでいくのが正しいのかと、いろいろ健康問題、あるいは睡眠の問題いっぱいあって、やっぱり昔からおてんとうさまと一緒にといったものもやっぱり連綿として残っていますね。ですから、議員言われているのは、人生のステージとしてというお話でありましたが、やっぱり夜は休む時間、昼間は働く時間、大きくそ

ういったことに帰化すればいいのかなと思います。

ただ、産業論として見れば、この前、宇宙から見た地球のやつを毛利さんの解説でやっていましたね。地球をずっと一回りしましたら、夜の夜中に本当に電気というのは明るくて、世界の大都市は真っ昼間です。特に日本は広いですね。広く輝いていました。それは、じゃ人生として正しいのかといった場合に、人はそれぞれ生き方とか人生を持っていますので、それはそれで必要な部分もあるんだと思いますが、しかし、また人生の本当に何でもできる時期と、それからステージの終局とか、あるいは生まれたてのことからいうと、やっぱりバイオリズムはそういったことによって生物学的な人間といったことだとすれば、やっぱり夜は休んだほうがいいだろうという立場にも立てるだろうというふうに思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 12番。ライフステージについて必要以上に言うつもりはございません。ただ基本的な考えを述べただけであって、夜ご商売されている方に対してとやかく言うつもりもないです。それと、いろんな仕事を夜間されている方もいらっしゃるので、それはそれとしての一つのライフステージなのかなというふうに思います。

ただ、私が一番言いたいのは、人の命よりも経済が優先されてしまうようなそういうことがあってはならないと思うんですよ。この原発の事故というのは、まさにそのことが、人の命よりも経済優先の考えが引き起こした私はまさに人災だというふうに思っております。そういったことで、きちんと村としてエネルギーのビジョンというのを、将来の希望というんですか、こういうものをまとめられたんだというふうに思います。

この基本方針にまた戻りますけれども、先ほどの基本方針の中のステップの1で各種媒体を利用した新エネルギー事業のPR、環境教育の促進。そして、ステップ2で公共施設等への太陽エネルギー利用のシステム導入、公用車のクリーンエネルギーの自動車への転換、マイクロ水力発電システムの導入、小型風力発電システムの導入、観光施設への新エネルギー導入による損害へのPRとかといろいろ書いてあります。ステップ3もあります。そういった中で、実際に村はこの計画に対して今どういうお考えなのか。どのように進めていこうとしているのか、伺いたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) まず、ソーラー発電につきましては、一つのやっぱりプラントいいますかそういったものがいっぱいメーカーから出されておりますね。いわば一般化が進んできたということで、村も補助金を用意してその促進、普及に努めてきました。これはやっぱり国も県も応援していると、特に福島県においては、やっぱり原発を廃炉にするという前提からすればやはりエネルギーを確保しなければならない。そういう意味で急いでいるわけでありまして、国・県、それから村も補助金という形で普及に努める。これは学校等も今やっております。ということで、だんだん民間ももちろん補助金を出しておりますので、これはひとつ軌道に乗っていくのではないか。

さらに、今要望されておりますのは、去年知事とドイツに行ったときも、日本のメーカーにお願いしたいのは、やっぱりソーラーのセルの発電機電力を上げていただきたいと、日本にはそれができるはずだという期待がいっぱいあって、それは要望されてまいりました。同時に今、新しいセルの発売がされておりますね、電気メーカーにおいて。それはドイツと競争になりますが、日本は先にいっているようであります。これも進めていただいてお願いすると同時に、当然直流から交流に変換する整流の部分がうまくいかないと、前に東北電力と話をしましたが、そういった部分がうまくつながらないということで、ぜひこの開発も東北電力がやっているということで進んでいくだろうというふうに思います。

こういったことが進むと同時に、今言われましたとおり今度は水力とか、風力とか、いっぱいあります。風力につきましては、前にNEDOの調査をやっていただいて、そして山岳地帯に測量の調査をしたときに、あれは毎秒4.5メートル以上吹かないとプラスに転じないと、いろんなことがあったと思っております。そのときにあまり吹いていないということがあって、再度調査が必要なのかということが大分前にありました。

今は水力のことです。水力は那須町、那須塩原とか、あるいは県内においても、今議員が言われたような県と進めているところがあります。そこで一番の問題はやはりさっきのプラントですね。安価でそう壊れない。さらには昨日、一昨日のような台風が来て、大水が来て、そこの水路にあるものをどう避難させるかと、軽くできるのかということとか、そういったことが課題になっているようであります。1個のモデルのことがあのときは180万円でというテレビでもありましたが、そういったプラントが身近に出てくる、あるいは仕掛ける場所、そういったものが一定水量を、ではどうコントロールできるかとそういった問題、あるいはもっと大きくいえば、今度は法定水利権、慣行水利権の問題と、絡んでくる問題はいろいろあるだろうと思いますが、そういったところが今同時に進んでおりますので、やっぱり先進地、あるいは新たな開発について注目していきたいというふうに思っております。

- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 12番。ちょっと基本的なことを伺いたいんですけれども、これは平成23年2月に出されて、平成22年度地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業ということでつくられた冊子だと思いますけれども、フラッシュ、横の棒が入って、西郷村新エネルギー推進会議(仮称)となっている。これ2年前にこの仮称の施設がつくられて、この直後に原発事故が発生をして、その後どうなっているのかなというのが1つの疑問なんです。

原発の事故から2年半ぐらいが今経過してきているわけですよね。そういった中で、 今盛んに言われているのが再生可能エネルギーということが注目されて、いろいろ言 われてきている。そういった中で、村は西郷村新エネルギー推進会議とありますけれ ども、この会が正式に発足したのか、このことをまず伺います。

○議長(鈴木宏始君) 企画財政課長。

- ○企画財政課長(須藤清一君) 先ほど言った組織ができたのかという問題でございますが、平成22年に新エネルギービジョンを策定しまして、その後、平成23年に原発 事故が起こりまして、策定以降については、まだそこのそういう組織を立ち上げるま でには至っておりませんので、ご理解願いたいと思います。
- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 12番。正式には発足していないということで理解をするところでございますけれども。

では、さらに伺いますけれども、いつ発足するのか。今これだけかなり注目はされてきている。この西郷村においても早急に対応すべきものではないかというふうに考えます。そういった中で、せっかくこういうビジョンというものをまとめられた、将来への希望、計画というんですか、先に対するもの、羅針盤みたいなものがあるわけですよね。じゃこれをもとに、さらに具体的に進める必要があると思うんですよ。それはいつ発足するのか、伺います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 議員おただしのとおりです。事はこの原発前に始まって、そして 原発においてこういう状況になっている。そして、原発は廃炉にすべきだということ とするならば、当然その代替案は持つべきだし、そのためにやる、それは当然だと思 います。

そして、県はこの新エネルギービジョン、それのもっと上をいくということで、今いわき市に浮体式のものが今回1基できましたね。そういったことで、代替エネルギーのものを再生エネルギーの中でどれをベストチョイスするのか。風力、それからソーラー、水力等について、あらゆることについて触手を今伸ばしております。村においても早急に立ち上げて、言われたご提言の水力等についてもやっぱり先進地、あるいは今の技術の取得に努めるべきだと思いますので、急いでやっていきたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 早急に、急いで策定をして発足をしていくということで答弁をいただいたんですけれども、次に何て質問をしていいのかと今非常に考えてしまいました。私は、いつまでにつくるんですかということを伺った。村長の具体案として、これはそのままずっと平成22年に作成したまま、そのまま眠らせてきてしまったということですよね。先ほど担当課長から、平成23年に原発の事故があったというお話がありましたよね。これずっと眠らせてきちゃって、果たして本当にいいんですか。というのは、私はこの場で街路灯の話もしましたよね。例えば電柱が立てられないところ、立てづらいところ、電線を引っ張っていかれないところ、そこにはソーラー発電システムをつけた街路灯をつけて村民のニーズに応えるべきじゃないんですかというお話をしました。今回このビジョンを読んでみたときに、まさにそのことが書いてあるわけですよね。村民のニーズはもうそこまで高まってきているわけですよ。そして、さらに今、個人の屋根の上にソーラーパネルをつけられている方もいらっしゃ

います。

そういった意味で、新エネルギーと言われる再生可能エネルギーという部分に村民のニーズが高まってきているときに、これから急いで発足をさせますという答弁で私はちょっと納得できない。もし答弁をいただけるのであれば、いつまでに策定をするとか、いつまでに発足をするという答弁があってしかるべきではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) ご指摘ごもっともだと思います。やっぱりソーラーも今進んでおりますし、さらに今の水力、そういったものが手に近づきつつあるということがわかりましたので、これを念頭に置いて調査、あるいはいろんなテーマとして議論していく、その場を早急につくるべきだと思います。

また、今いつかと言って、では来月の何日かということになかなかいきませんので、 急いでやっていきたいと思っております。

- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 12番。しつこいようですけれども、このビジョンの中の一番後ろのところにパートナーシップ構築ということが書いてございます。行政と地域住民、そして事業者が三位一体となってやっていくということだと思うんですよね。こういった中で、その先が見えない状況でものすごい違和感を感じてしまう部分もあるんですよ。

というのは、いわゆる事業者に対して村は一種先行している部分があるんじゃないかと思うんです。というのは、そこのゴルフ場の話になりますよね。除染の関係でいるいろ問題になっています。いわゆる除染をしたところにソーラーパネルが設置されるという話を聞いております。そういうところが、いわゆる行政と事業者がもう先に先行してしまっているんじゃないですか。地域住民が置き去りになっているんじゃないですか。そのことはいかがお考えになりますか、伺います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 原発事故以来、今のソーラーの開発が進んだり、あるいは代替エネルギーとしてのことが高まってきて、42円、あの法律ができた直後から、やっぱり事業者が先行していることは否めません。ただ、同時に今言われた街路灯等について、これができないかということも承知しております。早急に立ち上げて事業者との関係、あるいは住民との関係を明らかにしていきたいというふうに思います。
- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 12番。これ以上話を進めると通告外になってしまいますので、 後日別の議員の方に、今申し上げたそのゴルフ場との関係というのはただしていただければなというふうに思って、次の質問に入っていきたいと思います。

質問の2番目としまして、健診についてということでございます。

この健診については、これまでも何度もこの場で取り上げてきたわけであります。 恐らく質問をせずとも村長は私が何を言わんとしているか、私の質問を聞かずとも答 弁できるのではないかなというぐらい、私はこの場で取り上げているというふうに理解をしております。

そういった中で、質問をしなければきちんとした答弁ができないということで質問したいと思いますけれども、まず、質問の1点目、住民健診と特定健診を行う目的と目標について伺いますということで質問を入れてあります。まず、住民健診の目的、それと特定健診の目的について、まず答弁をいただきたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 目的、目標についてであります。平成20年度から各医療保険者に対しまして、40歳から74歳までの被保険者、被扶養者に対して糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査及び特定健診の結果により、健康の保持に努める必要があるものに対する保健指導の実施を義務づけることとされました。

特定健診は、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査及び健康診査の結果により、健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導を実施するものであります。糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することが目的でございます。

内臓脂肪症候群の概念を導入した健診の保健指導のプログラムになり、国の指針に 基づき健診を実施しています。がん検診の目的は早期発見、早期治療法、そういうこ とにより死亡を予防することでございます。

各種検診の目標は、目的を達成するため健診受診率を高めていきたい。国の目標値は特定健康診査60%、がん50%です。なかなか今の受診の状況は低いわけでありまして、これを努力していきたいというふうに思っております。

- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 12番。私は今、住民健診と特定健診を行う目的についてとい うことでお話をしました。今の答弁を聞いていますと、目的の次に目標まで話が若干 触れている。

そういった中で、じゃ私のほうからもう一回お話ししたいと思うんですけれども、いわゆる住民健診というものは、老人保健法に基づいて、これまでさまざまな健診データや医療データを積み上げてきたものによって、いわゆる住民の方の病気の早期発見、早期治療のために行う健診だというふうに私は理解しております。もし違うのであれば違うというふうに言っていただきたいと思います。

そして、特定健診においては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、病気の予防へと重点を置いて、いわゆる特定という限定でメタボリック症候群に限定をした健診のようだというふうに考えるわけであります。

今村長が言われたように、高血圧症、高脂血症、糖尿病などのいわゆる生活習慣病につながる部分、そこに注意を払っていく。そこに着目をした健診だというふうに理解をしております。なぜ糖尿病などに着目していったのかと言われれば、死亡原因の3分の1が脳血管障害とか心臓病の部分、そういったことで3分の1がお亡くなりになっている原因になっているということで、そこを予防しましょうということでそこ

にシフトしていったというふうに思います。

しかしながら、私以前にこの場でこの特定健診を幾度も取り上げたときに、国の目的がじゃどこにあるのかということをお話をさせてもらった経緯がございます。これは特定診査等実施計画、西郷村がまとめた第1期の平成20年度から平成24年度の計画書の写しがここにございます。この中の特定健診診査、特定保健指導の導入の要旨ということで書いてあるところがございます。(1)特定健診診査等を適切に受診することで、将来の医療費適正化と削減の効果が期待され、医療保険者が最も大きな恩恵を受けること、ここに目的があると私は言いましたよね。このことを多分村長は覚えられていると思います。

ですから、住民の健康、命よりも医療費の削減、そして、それが保険者が最も恩恵を受けるよ、そこに目的に置かれてしまったんじゃないんですかと私以前申し上げたことございます。それに対して村長はどのように今お考えになりますか、もう一度伺います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 議員が前から言っていることはよくわかります。そして、今の目的、事業者の負担、あるいは逆に言うと保険料を下げる、そういうことに一つの目標があるということも事実として否めないと思います。ただ、それだけでは多分ないだろうと。これまでの審議会のを全部つぶさに見たわけではありませんが、やっぱりこれを担当する方々、あるいは病気の研究者、あるいは公衆衛生学、いろんなことを加味してそういった特定に今回はハンドルを切ってということになっております。

やっぱり命を大事にするのが一番大事、これは当然だと思いますが、やっぱり保険の限界といったのもあって、それは青天井でいくわけにはいかないだろうということも当然あると思います。では、どこに道筋をつけていくのかという中身が今のハンドルを切ったといいますか、一つの方法を出したということになろうと私は思っております。ただ、そのときに少し手落ちがあるのではないかという話がありました。眼底とか、あるいは心電図、そういったこともあって、それも捨てがたい起用率があるのではないかというご指摘があってやってきた、一部はやっているところはありますが、ただ全般それをもとに戻せるかというと、やっぱり研究はさせていただきたいということで答弁は終わっております。

ご指摘の部分も当然正しい部分は当然あるだろうと思っております。国が指針を示したことについても、それも間違いないだろうというふうに思っておりますが、ただその中間、では両方をどう渡っていくのかということがここでの議題になろうかと思いますので、さらにいろいろご指摘等を受けながら考えていきたいというふうに思っております。

- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 12番。ただいまいろいろ答弁いただいたんですけれども、いわゆる目的については、いわゆる特定健診、国がまとめてきた特定健診の目的というものは、先ほど私が申し上げたように村がまとめたものではないと思うんです。恐ら

く国がまとめたものを村がそのまま横スライドをしてここに項目を入れたと思うんで すよ。

ここの最大の目的として、私先ほど医療費の削減というのがございました。これは 当時 2 兆円産業と私言ったと思うんですよ、この健康関係の。いわゆる医療費を下げることを目的として、健康食品の会社がいろいろございますよね、特保と言われる会社。そこでいわゆる健康食を売り上げをしていく、そこにシフトをかける。そこで売り上げが要するに 2 兆円産業になるんじゃないかと、今テレビを見ていると本当にそう思いますよね。まずその宣伝を見ない日はない。雑誌を見てもどこにでもそれが出てくる。そういったところにいわゆる国はシフトをしたというふうに私は思っております。そこに目的があるということで、大きな問題ではないかというふうに思うわけであります。

そして、続いて目標について。先ほど村長答弁の中で若干触れられましたけれども、私今回この議会が始まってすぐに開会日の日ですか、資料請求を行いました。住民健診の健診項目ごとの健診対象者数、受診者数をあらわしたものを提出してくださいということで資料をいただきました。この中に、いわゆる特定健診の目標数値として上がっているのが、平成20年が35、これパーセンテージかな、課長。多分受診率の隣に書いてありますので、この35というのは多分パーセンテージの表示だと思うんですけれども、福祉課長ですかこれ。これパーセンテージでいいですね。(不規則発言あり)じゃ、平成20年度が35%、平成21年が45%、5%ずつずっと上がっていく、平成24年度65%となっていました。

果たして、この目標値に対して結果はどうだったのかということなんです。非常にこの西郷村のデータを見ると低いんですよ。その理由というのは村長、どういうものにあるか。どこに受診率が低くなっているのか。受診率はその目標に対して半分ちょっとぐらいなんです、半分強ですよね。その理由について村長は考えたことございますか。そのことをまず伺います。いかがでしょうか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 受診率が低いというのは、やっぱり通知を受けた人の意欲といいますか、その判断の基準、あるいは料金、あるいは行く手段、あるいは時期、あるいは検診車が来るのか行くのか場所の問題、いろんな問題がかかわってきていると思いますが、やっぱりできるだけ受診率を上げていったほうがもちろんこれはいいわけでありまして、なお今の点についてはご指摘があればいただきたいというふうに思っております。
- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 12番。いろんな問題が複合して受診率の低迷につながっているのではないかということなんですけれども、先ほど私言えばよかったのでしょうけれども、いわゆる西郷村の特定健診の受診率というものを今回資料請求でいただいております。平成20年度が34.3%、平成21年度が34.1%、平成22年度が35.4%、平成23年度が35.2%、平成24年度が36.3%。ですから先ほど

言いましたように、いわゆる平成24年度ベースで見れば、目標値が65%に対して受診された方は36.3%しかないと、ですから半分強ですよという話をした。この受診率が低いということは私は非常に問題があると思うんですよ。これは本当に危惧すべき問題だと思うんですよ。これは早急に対応すべき問題だというふうにも考えるわけです。この受診率が低いということは、いわゆる対象者が健康リスクが非常に高まってきている、このように考えるわけであります。

このことに関して、いわゆる国なんかでもいろいろ言っていますけれども、ある方が言われるのは自己責任だという言葉を使われる方がいらっしゃる。こういう言葉に対して村長はどういうふうにお考えになりますか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 自己責任、一面をついていると思います。よく言われます、健康はデパートで売っていません。みずからつくるものだということであります。しかし、他方、西郷村は小学校フッ素塗布で虫歯率が一番低い、金賞をもらいましたね。それをどうやるかというと、やっぱり行政指導とかそういったことがうまくいっているという結果があります。

どういうことによって率を上げていくかということについては、多方面から議論を して、一面ではないと思いますのでそういったことが必要だと思います。自己責任と いうのも、まあないがしろにはできない言葉だと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 12番。村長今、健康はデパートで売っていないと言っているんですけれども、今売っているんです。特定保健栄養食品で売っていますよね。あれがいわゆる健康につながるものですよと売っているんですよ。それをみんな鵜呑みにして健康になるからと一生懸命買うわけで、それがいわゆる2兆円産業につながっているというふうに、それを誘導しているのは私は国だと思う。国はその責任のすべを全て投げ出すようなことをして、市町村に押しつけるようなことをやって国が責任をとらないというふうに私は考えています。ですから、そこに問題がありますよということを言っているんです。

そして、その自己責任においても、受診率が低いということは、この先に問題が出てくるんじゃないですか。いわゆる後期高齢者医療制度への財政負担額にも影響を及ぼすというふうに私は理解をしております。

前にもこれ取り上げたことあるかと思うんですけれども、メタボ健診というのは罰則ということがございますよね。特定健診、保健指導の実施率が低い健康保険に2013年度からペナルティーを、罰則を科すための具体策を厚生労働省が24日までにまとめましたということなんです。ですから、ペナルティーを2013年度から、罰則規定を与えますよということを厚労省はまとめたということが、新聞の報道でされているんですよ。

こういうふうに、いわゆる先に国民の健康に対して国は責任放棄をする。そして、 さらにはその体にむち打つようなことですよね、ペナルティーを科しますよというこ とは。特定健診、保健指導の実施率が低い健康保険に対してペナルティーを与えるということです。こういうことに関して村長はどのようにお考えになりますか、今。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) ペナルティーは特別調整額とかいろんなことをやるのかと思いますけれども、しかし、やっぱりちょっと逆なような気がしますね。それよりもやっぱり健診の率を上げる方法に力を入れて、そして、その結果をよいものにするという努力をすべきだと思います。
- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 次の質問に進めていきたいと思います。

次に、健診項目ごとにいわゆる健診対象者と健診受診者数について伺いたいと思う んですけれども、先ほど資料請求して資料をいただいたものですから、この質問に関 しては先ほど私の読み上げたとおりなものですから、この質問については先に進めて いきたいというふうに思います。

次の質問の項目としまして、いわゆる健診後の対応、結果に対する事後指導について伺いますということで質問をしたいなというふうに思います。

西郷村においては、健診終了後、結果に対する事後指導というものはどういうこと がされているのか、まずお示しをいただきたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 健診の事後指導についてでありますが、結果通知時全員に健診結果説明会の案内を送付いたします。そして実施をしております。特定健診の結果で生活習慣病のリスクが高い方、いわゆる特定保健指導対象者に関しましては、直接結果を手渡し、説明をおこなって、健康相談や生活習慣予防についての指導をしているところでございます。あわせて家庭訪問による健康健診結果の説明及び指導も行っているところであります。
- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 12番。今答弁をいただいたんですけれども、実は7月ですか、住民健診が行われましたよね。その結果とともに私のところにもやはりこういう通知がまいりました。この通知が平成25年度健康診査、大腸がん検診、胸部検診の結果送付と結果説明会のお知らせということでいただきました。この文書を読んでいると、9月17日、昨日ですね、9月18日、本日、9月19日、明日、この3日間で説明会をしますよと、来てくださいよということなんですよね。内容については、結果説明、相談、血圧測定、体重、体脂肪測定、尿検査、その他ということで書いてあります。健診結果通知書を必ずご持参してくださいというふうに書いてありますよね。非常にこういうふうにやっていただけるんだなというふうに思いますよ。

しかしながら、1つ残念なのは場所なんです。場所は保健福祉センターとなっているんです。これは私は非常に残念だと思います。先ほど村長の答弁の中で、個別訪問というお話をされましたけれども、実際には地区が分かれていまして、受付時間が9時半から10時、午後は1時半から2時という時間の受付時間で、各方部ごとに分

かれていて、そこに来ていただいて結果説明会を行いますよということなんですよね。 果たしてこういう受けの姿勢の形で村長はいいと思いますか、伺います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 状況によってはなかなか指定した場所にできないとか、あるいは 行く手段がないとかいろいろ出てくると思います、個別の問題については。ただ、今 の人員でどのようにやったら効率的なのかということの結果で今はやっておりますが、 なおしかし、ご指摘のようにやっぱり困っている人がいるとか、その対応がなかなか 難しいと、それならば、やっぱりよりきめ細かくやっていかなければならないと思っ ております。
- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) よりきめ細やかにやっていきたいと思います。思いますですか。 やっていきますじゃないんですか、伺います。
- ○議長(鈴木宏始君) 健康推進課長。
- ○健康推進課長(皆川博三君) ただいまの質問にお答えいたします。

健康指導の仕方が受けの姿勢ではないかということでございました。村長答弁だと、 きめ細やかに対応していきたいと思うという答弁だったんですが、うちのほうとして は、やはりできれば積極的に外に出て行って、個別的に指導できるような形で取り組 んでいきたいというふうには思っています。今後は、できればですけれどもそのよう な形でやっていきたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 12番。健康推進課長もやっていきたいと思いますと、やっていくとは言えませんよね、課長は。村長ではないので言えないはずだと思いますよ。 ただ、やっていただける方向で私は今回この質問を我慢しようかなと思います。

ただ、もう1点だけ加えさせていただければ、健診もやはり従来どおり各集会施設を回るような健診にすべきではないかというふうに思うんですよ。高齢者の方で今バスがないとか、健康推進課のほうで健診ごとにバスを回遊させていただいていますけれども、それでもなかなか都合が合わなくて健診を受けることができないとか、そういういわゆる交通弱者と言われる方もいらっしゃいます。そういった方が、いかに健診を受けられる可能性を高めるかということがやはり村に課せられた課題だと思いますので、そのことも踏まえてさらに検討すべきではないかと思いますけれども、あわせて答弁をお願いしたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) ご指摘のとおり独居老人プラス高齢者のみの世帯合わせて 1,000人、今西郷村にいます。やっぱりそうしますと、ご指摘のとおりなかなか ご指定の場所、あるいはそれにそぐわない人が出てくる可能性があります。よって、 今のご指摘、ご提言を踏まえまして措置できますように努力してまいります。
- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 12番。健診もそうです。あとは健診後の事後指導についても

積極的に外に出て行く方式でやっていくというふうに理解をして、次の質問に入りたいと思います。

次の質問ですけれども、健診項目ですね、いつも得意とする部分かなというふうに 思うんですけれども、この健診項目について質問を行いたいと思います。

通告書の中に私、眼底、貧血、心電図、口腔などについて伺いますということで書いたんですけれども、私よく考えてみたら貧血は実際やっていますね、もう。じや貧血については了解していますので、残り3項目です。いわゆる眼底、心電図、口腔検診について必須項目とすべきだというふうに考えますけれども、このうちの口腔検診に関しては方部別検診といいますか、隔日、間をあけて何日かやっていられるというふうに理解をしております。それを私が言う意味では、その検診日の前日にすべきではないかということで必須項目にすべきではないかというふうに考えますけれども、村長はいかがお考えになりますか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 今の健診項目についてのおただしがございました。従来の健診で実施しておりました眼底、心電図、貧血は必須ではなくなりました。健診時、医師の診察判断によって必要に応じてやるという形になったわけでございます。これを必須にすべきではないかというお話でございますが、上乗せ検査である腎機能検査、クレアチニン検査を当初から実施し、貧血検査は平成23年度より全員に実施しているところで、今お話ありましたね。眼底、心電図の2項目検査は必須項目ではありませんが、おただしの重要性もあるものと思っておりますが、実施につきましてはさらに国の研究、学会等で新たな指針が出れば、それに合った対応をしていきたいとも思っております。

口腔検診は、指導も含め平成22年度より住民健診時に地区指定で3日間実施しております。噛むという行為は全身の健康に欠かせないものでありますので、8020、80歳で20本、自分の歯を残そうという目標に向けまして高齢者対策、認知予防のためにもこの検診を今後とも取り組んでまいりたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 12番。従来からの答弁のままなんですよね。私は以前からこの眼底検査、あとは心電図、このことはずっと申し上げてきました。眼底検査においては、私もこの村の健診において、当時まだ特定健診になる前の話ですけれども、いわゆる眼底検査で緑内障という病気が見つかりました。それによって、極端な話をすれば失明の危機から逃れられた1人なんです。前にも申し上げましたように、日本人の4人に1人がこの緑内障を発症していると言われています。これは岐阜県の多治見市で行った検査の中で出た結果なんですよ。ですから、そういった意味で、いわゆるライフステージの中で視力を失うということは、とても大変なことだなというふうに思うわけであります。

それと、以前にもこの場で申し上げましたけれども、いわゆる眼球というものは、 人間の部位の中で唯一血管の見える場所だというふうに言われているわけですよ。そ して、メタボリックで病名が挙げられている糖尿病、この糖尿病に発症した人は眼底の血管に異常が出るというふうに言われている。これは科学的に証明されております。ですから、眼科と内科医の協力が必要ですよということも言われているんです。ですから私は、メタボリックに村長が固執をするのであれば眼底検査もすべきですよとお話をしているんですよ。

そして、日本人の死亡率の3分の1が心臓病とか脳血管障害というふうに先ほど言いました。その心臓病を見つけるのには、やはり心電図が一番最初の入り口になるのかなというふうに思います。以前その話をしたときに、安静時の心電図は意味ないよと言ったお医者さんがいらっしゃいました。しかしながら、安静時、健診のときに安静の状態で心電図を測らず、いわゆる日常で平常時の心電図をつけられるほど時間がある人はいいんですよ。そういう人はその検査を受けていただければいいと思いますよ。しかしながら、1日たりとも休めないような状況で今生活をされている中の人が、じゃ健診のために半日休みましょうよ、そのときに検査項目をもっともっと増やしていって、心電図をやって、その心臓の病気を早期発見すべきではないかというふうに思うんです。それがいわゆる健診の目的の一つではないかというふうに考えるわけであります。そのことについて村長はいかがお考えになりますか。

○議長(鈴木宏始君) 村長、すみません、休憩したいので答弁は休憩明けにお願いします。

## ◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) これより午後3時35分まで休憩いたします。

(午後3時16分)

## ◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後3時35分)

○議長(鈴木宏始君) 一般質問を続行いたします。12番上田秀人君の質問に対する村 長答弁を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長(佐藤正博君) 議員から眼底、心電図の2項目検査を必須にすべきである。趣旨 はよくわかっております。緑内障の件、聞きましたし、多分そういった因果関係は強 いだろうと思います。ただ、ずっと従来申しておりますように、国がそのようにやり 方を変えてきた。もちろんこれはいろいろデパートで健康が買えるという話もありま したが、そのことばかりではなくして、いろんな要素を判断された結果ではないのか なとも思っております。

ただ、この眼底、心電図は、言われたとおりやっぱり血管が見える場所と私も聞いております。そういったこともいろいろありますが、やっぱりいろいろこれまで指針がそれほど間違いではないだろうという前提に私は立っております。ただ、言われたことも当然そのことは重要なことでありますので、ではあわせてやろうかということをやりますと、もう少し検討させていただきたいというふうに申し上げるところでご

ざいます。

- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 12番。もう少し検討をしたいということで答弁をされている わけですけれども、従前からこのことに関してはずっとお話をしてきているわけであ ります。

これは平成22年1月20日に県のほうからいただいた資料なんですけれども、国はその方針をやらない方向で方針を決めているということなんですけれども、県のほうはじゃどうなのかということですね。これも以前にお話ししましたけれども、実施をすれば3分の1補填をしますよということなんですよね。当時はこの3項目で貧血、心電図、眼底検査をすれば、それぞれ3分の1ずつ補填をしますよというお話でした。県の方針はこういう方針なんですよ。

そういった中で、なぜ村はかたくなにやらないのかということなんです。要するに てんびんにかけてしまえば、村民の方の健康よりも国の方針のほうが重いんですか。 そういうふうに捉えてよろしいですか、伺います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 両方、別に重いから言っているわけではありません。よく今のところも聞いてみないということにずっと来ましたが、やっぱり指針というのがそういった特別事情を加味したことだろうとも思っておりますが、その地域性、福島県に特別またあるということで西郷村に関連するということが見出せれば、またそれに従いたいと思います。なお、ちょっと今のご指摘をよく聞いて、県のほうとも調整してみたいと思います。
- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 12番。村長は恐らく村の健診、特定健診と言われるやつを受けたことないですよね。村が実施している国民健康保険加入者が対象ですから、村長は社保ですので、受けたことないですよね。私は国保の対象者なので受けますよね。そうすると、この3項目については医師が必要と認めた場合は受けることができるとなっているんですよ。そうすると、ずっと会場を回っていくとお医者さんがいるところがあります。そこに行って上半身をめくり上げて呼吸を聞いたりとかしていただきます。その判断で医師は全てを判断されるのかなと思うんです。聴診器を当てて胸の音を聞けば、心臓の雑音とかそういうものは聞こえるのかなと思うんですよ。しかしながら、不整脈とかそういうものまでその医師は判断できるのかなと思うんですよ。まさか聴診器を当てて目の病気まで見えるわけじゃないですよね。

そういったリスクを我々は今、課せられているわけですよ。そこは、きちんと村の 責任においてやるべきではないんですかというふうに思うんです。このことに関して はほかの自治体ではかなり進んできています。以前この場でも申し上げましたけれど も、いわき市なんかでは、健診の受診率を上げるということでこの3項目も必須項目 にしたり、さらには夜間、休日健診まで実施しているんですよ。そこまでやって市民 の命を守るということで、健康を守るということで頑張られているんです。 そういったものを考えれば、西郷村でこの2項目をやれば、やることは容易なことだと思う、簡単にできることだと思うんですよ。そして、さらには恐らくまだ県の補助のほうがこれは生きていると思うんです。実施をすれば、例えば貧血検査、これ平成22年の話ですけれども、貧血検査1回の検査で240円、眼底検査は1回の検査で580円という金額が出ています。これのうちの3分の1が県のほうから補助される。こういったことが示されているのであれば、早急に実施すべきだと思いますけれどもいかがでしょうか、伺います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 言っていることはよくわかっているつもりです。それが医師が本当にいない場合もあるかもしれませんね、言われたとおり。ただ、この判断がそれだけなのかと、やっぱり医師は1を診て10、20を知るということもありますし、かつ正常、あるいはいろんなことが内在しているかどうか、見た目にはわからないことをどう導き出すかという能力を持っている人であります。ただ、本当に医者がいない場合は言われたとおりこれはチェックできませんので、そういった実態とか、あるいは今の容易にできるかどうかとかをいろいろ含めて、そして今の県の制度の温存とか、ずっと見て考えていきたいと思います。
- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 私が言いたいのは、スーパードクターと言われる方はいらっしゃいますよね、心臓外科とか脳外科の方で、そういうスーパードクターと言われる方も聴診器を当てて目の病気がわかるんですかということなんです。餅は餅屋という言葉がありますよね。ですから、疑いを持って検査をすることが必要なんじゃないんですか。健診のときに来ていただいているお医者さんが見落としがあるんじゃないかと言っているわけじゃないんです。それぞれに権威を持たれている方だと思います。しかしながら、いわゆる心臓の音を聞いて目の病気が見つかるかといったらそうじゃないと思います。呼吸音を聞いて心臓の音を聞いて、本当にその心臓の病気というのを見きわめられるのかなという不安があるんですよ。そのことを少しでも解消させるためには、やはりあらゆる検査をすべきじゃないかというふうに思うわけですよ。

今、放射能の問題が盛んに言われています。この放射能もやはり目には影響が出る というふうに言われています。前も申し上げましたように、放射能研究をされたキュ リー夫人ですか、晩年は白内障に苦しんで研究をやめられたという記録も残っていま すよね。

そういった面で、村としてやはりきちんと対応すべきだというふうに私は言っている。それに対して村長はいかがですかというふうに伺っているわけです。恐らくこのことに関しては平行線なのかなと思います。

もう一つの口腔検診についてもお話をさせていただきます。これも私は必須項目に すべきだというのは、ある会社からちょっと資料をいただいたんです。これは、おは ようからおやすみまでという会社なんですけれども、そこまで言えば皆さんわかるか と思うんですけれども。歯周病は、今第5のメタボリックシンドロームと言われるほ ど全身の健康に大きく関係しているということがわかってきた。ですから口腔検診の必要性を私は訴えている。いわゆる虫歯、あと前も言いました舌がん、あと口腔がん、そういうものの早期発見につながる可能性もあります。

そして、さらに今回上乗せしたいのは歯周病です。口の中の歯石がもたらす病気なんですけれども、これはいわゆるメタボリックシンドロームにつながることが今研究で明らかになってきたと。心疾患、呼吸器疾患、肥満、骨粗鬆症、糖尿病など、これがいわゆる歯周病との関係が今、疫学的に研究が相互作用が認められているという報告がされてきているんですよ。ですから、そういった面からもやはり口腔検診を実施すべきだというふうに考えますけれども、村長はいかがでしょうか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 平成22年度より地区指定で3日間やっているということを増やすべきではないかということでございます。今の歯周病とメタボの関係、いろんなことが検査の項目によって深く、あるいは幅広くわかるようになってきました。これが今議員の言われたことだろうと思っております。その関連性と、それからその広がりが一つの検査によって対応が幅広くなるということであれば、さらにこれを検討していきたいと思っております。
- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 関連性を認めるのであれば、早急に実施をすべきだというふう に思いますよ。そのことはいかがでしょうか。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) ご指摘の今の歯周病との関連性、今お述べになりました。よくこれを見て、そして対応していきたいと思います。
- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 12番。質問を変えます。

これも、以前に私質問をいたしました。この質問に関してもまともな答弁がなかったというふうに私は理解をしております。いわゆる特定健診について、保険者は保険加入者に対して健診を受けさせる義務がございますよというお話をしました。この話をここで2回ほどした記憶がございます。そのときに、当時の課長には大変失礼ですけれどもまともな答弁がなかった。村の特定健診だけに固執して、ほかの保険事業者に関しては一切関係ありませんというような話でした。そのことをもう一度、今思い出したのでお話ししたいと思うんですけれども。

いわゆる村は、今言いましたように村が保険者となっている国民健康保険加入者に対しては特定健診の義務が負わされる。では、そのほかの保険者はどのようになっているのか、このことを前に申し上げましたよね。2回ほど申し上げました。いわゆる健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合、国保組合、さらには後期高齢者保険制度ですか、こういった保険者はきちんと加入者に対して特定健診を受けさせているのか。義務度を果たしているのか。さらには加入者とその家族、扶養義務者と言われる方、この方たちに対してもきちんと健診を受けさせているのか。村は確認をすべきで

すよというお話をしました。これは同じ話を2回しています。今日は3回目です。そ のことについて伺いますけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 実態は今言われたとおりで、国保の加入者数、西郷村の人口2万人としたうちの4割弱であります。残りは健保組合、その他の共済ということで、義務は同じく負っている。どのようになっているのかわからない。実はこの調査というのは、なかなか西郷村全体のやつはやったことがありません。かつて昔は今ほど保険者が多くなかったのでわかりやすかったのですが、このごろはいっぱい保険者が増えまして、なかなかキャッチできない部分があると。しかし、住民という観点からすれば、どなたでも西郷村民ではないかという議員の主張はそのとおりだというふうに思っております。

今後は、国保はわかったがその他の保険者に対してどのようなことをやっているのかという実施率、それをやっぱり把握する必要があるだろうというふうに思っております。かつては何か少ない場所ではやったことがあるそうですが、少ない保険者数の場合は。今や増えておりますのでマクロで厚生白書とかああいう中には出ていますが、ミクロの福島県、あるいは県南地方とか、そういったことについてはあまり大っぴらになっておりませんでした。

私どもは、今議員ご指摘のところはまさにそこをついているのだろうと思います。 同じ村民として同じ対応を受けているのか、同じ健診をうまく受けて、そして所期の 目的達成に向かっているのかということを確認しなければならないというふうに思っ ておりますので、さらに調査を進めて、それをまた機会があればお知らせしたいとい うふうに思っております。

- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 12番。ただいまの答弁を聞いて、実施をするということで理解をしてよろしいんですか、伺います。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 今回の質問の裏は、当然ずっと議員が話をしてきたことの踏襲でありますので、この部分があることは知っております。やはり調べても、各保険者が明らかにする統計というのはあまり表に出ておりません。ではどう調べるか。マクロはやっぱり白書とか何かで来ますが、個別の問題についてはなかなかわからない部分があります。これからもそういう努力をして出して、西郷村の全体2万人がどうなっているのかということも知りたい、私もそう思っておりますので、その調査をするということで今考えております。
- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 12番。最後に、実施をするという答弁をいただいたので了解をしたいと思います。

最後に付け加えたいのは、やはり村民の健康と命を守る、これはいわゆる地方自治 の本旨だというふうに私は思っています。これは、前にもお話ししましたように思想 でも政策でも何でもない、義務なんだということを肝に据えて実施をしていただいて、 この議会の場においてきちんと報告をしていただきたい。このことを添えて質問を終 わりたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 調査をして報告したいと思います。
- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君の一般質問は終わりました。
  - ◎散会の宣告
- ○議長(鈴木宏始君) 以上で本日の日程は全て終了しました。 明日9月19日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。 本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

(午後3時51分)